

未来は、ミルクの中にある。



雪印メグミルク

第9回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2018年6月27日（水曜日）午前10時

場所 札幌市中央区南三条西十二丁目
札幌プリンスホテル
国際館パミール3階
※会場までのご案内図は、本冊子裏表紙に掲載しております。

- 議案**
- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案** 当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

目次

第9回定時株主総会招集ご通知……………	1
議決権行使に関するご案内……………	3
(参考書類)	
株主総会参考書類……………	5
(添付書類)	
事業報告……………	33
連結計算書類……………	56
計算書類……………	58
監査報告……………	60

雪印メグミルク株式会社

証券コード：2270

株 主 各 位

証券コード 2270
2018年6月6日

札幌市東区苗穂町六丁目1番1号
雪印メグミルク株式会社
代表取締役社長 西尾 啓治

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申
しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の
議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご投函くださるか、電磁的方法（インターネット等）により2018
年6月26日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2018年6月27日（水曜日）午前10時（開場 午前9時）
2 場 所	札幌市中央区南三条西十二丁目 札幌プリンスホテル 国際館パミール3階 ※会場までのご案内図は、本冊子裏表紙に掲載しております。
3 目的事項	報告事項 第9期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結 計算書類および計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連 結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛 策）継続の件
4 議決権の行使等につ いてのご案内	3頁に記載の【議決権行使に関するご案内】をご参照ください。

5 招集にあたっての 決定事項

- (1) 電磁的方法（インターネット等）により招集通知を受け取ることを承諾し、議決権行使書用紙を不要とご指定いただきました株主様には、議決権行使書用紙をお送りしていません。当日ご出席なさる場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を2018年6月19日（火曜日）午後5時までに株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社 証券代行部）までご請求ください。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。また、この場合、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 介助または日本語通訳が必要な株主様に限り、介助者または通訳者を1名同伴して入場することができます。ただし、これら同伴の方につきましては、議決権を有する株主様である場合を除き、会場内では介助者または通訳者としての言動に制限されます。また、議決権を有する株主様でない介助者および通訳者へのお土産はございません。

【議決権行使書用紙のご請求先】

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00（土曜日、日曜日、休日を除く）

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにて訂正表を掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本冊子には記載していません。したがって、本冊子に記載した内容は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 株式会社の支配に関する基本方針
 2. 連結株主資本等変動計算書
 3. 連結注記表
 4. 株主資本等変動計算書
 5. 個別注記表
- 本総会の議事はすべて日本語で行ないますことをあらかじめご了承ください。

当社ウェブサイト (<http://www.meg-snow.com/>)

議決権行使に関するご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会に出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時 2018年6月27日(水曜日) 午前10時(開場 午前9時)

場所 札幌市中央区南三条西十二丁目
札幌プリンスホテル 国際館パミール3階

※会場までのご案内図は、本冊子裏表紙に掲載しております。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限 2018年6月26日(火曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数	個	お願い
雪印メグミルク株式会社 御中					1. ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○					2. ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○					3. ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○					4. ○○○○○○○○○○○○
○○○○年○月○日					5. ○○○○○○○○○○○○
株式会社○○○○					6. ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○					7. ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○					8. ○○○○○○○○○○○○
議案	第1号(下の候補者を除く)	第2号(下の候補者を除く)	第3号(下の候補者を除く)	第4号	
議案	議案	議案	議案	議案	
賛否表示欄	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	
	(否)	(否)	(否)	(否)	

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号(下の候補者を除く)	議案
賛		賛
否		

第1号議案、第2号議案および第3号議案について
全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

インターネットで議決権を行使される場合



1 インターネットによる議決権行使について

書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使サイト」にて議決権の行使が可能です。ご希望される株主様は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2 議決権行使サイトでの行使手順

STEP1

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

上記のURLを入力し、議決権行使サイトにアクセス

STEP2



画面上段の「こちら」をクリックのうえ、「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

STEP3



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード変更画面が出ますので、議決権行使書用紙に記載のパスワードおよび株主様のご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリックしてください。

STEP4

以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

3 ご注意

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。
- ・パスワードを当社および株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社 証券代行部）からお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行なっておりますが、ご使用の機器によってはご利用いただけない場合がございます。

4 ご了承いただく事項

- ・書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複した場合は、インターネットによるものを有効とします。
- ・インターネットによる議決権行使が複数回行なわれた場合は、最後に行なわれたものを有効とします。
- ・パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は本総会の議決権行使においてのみ有効です。
- ・インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

お問合せ先

1. 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問合せ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電 話 0120-768-524（フリーダイヤル）
受付時間 9：00～21：00（土曜日、日曜日、休日を除く）

2. 左記1. 以外のご不明な点に関するお問合せ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電 話 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 9：00～17：00（土曜日、日曜日、休日を除く）

行使期限

2018年6月26日（火曜日）午後6時まで

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」による議決権行使について

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた機関投資家の皆様につきましては、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名全員は任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者が選任された場合の任期は、次回定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、すべての取締役候補者が適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	現在の当社における担当	候補者属性
1	にし お けい じ 西 尾 啓 治	代表取締役社長	経営全般担当	再任
2	にし ば ば しげる 西馬場 茂	常務執行役員	業務製品事業担当	新任
3	いし だ たか ひろ 石 田 隆 廣	代表取締役副社長	経営全般社長補佐 総務・秘書室・人事担当	再任
4	こう さか しん や 幸 坂 眞 也	取締役専務執行役員	総合企画室・管理・関係会社統括担当	再任
5	つち おか ひで あき 土 岡 英 明	取締役専務執行役員	家庭用事業管掌、広域営業・広報・CSR 担当	再任
6	しろ はた かつ ゆき 城 端 克 行	取締役常務執行役員	生産・生産技術担当	再任
7	こいたばし まさ と 小坂橋 正 人	取締役常務執行役員 酪農部長	酪農担当	再任
8	もと い ひで き 本 井 秀 樹	取締役常務執行役員	財務（含むIR）・IT企画推進担当、総合 企画室および関係会社統括副担当	再任
9	あ なん ひさ 阿 南 久	社外取締役		再任 社外 独立



●所有する当社株式の数

8,661株

●取締役会への出席状況

18回/18回(100%)

●在任年数

5年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 雪印乳業株式会社入社
2002年4月 同 乳食品事業部 部長
2002年10月 同 乳食品営業部長
2003年6月 同 執行役員乳食品営業部長
2004年1月 同 執行役員チーズ事業部 副事業部長
2004年6月 同 常務執行役員関東販売本部長
2009年6月 同 常務執行役員広域営業部長兼関東販売本部長
2009年10月 同 取締役執行役員広域営業部長兼関東販売本部長
2011年4月 当社 執行役員営業統括部長
2013年6月 同 取締役執行役員
2014年3月 同 取締役執行役員市乳事業部長
2015年4月 同 代表取締役社長
2018年5月 日本乳品貿易株式会社 代表取締役社長（現職）
現在に至る

(担当) 経営全般担当

(重要な兼職の状況) チーズ普及協議会 会長
チーズ公正取引協議会 委員長
一般社団法人Jミルク 会長
日本乳品貿易株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

経営者として豊富な経験と幅広い識見を有し、経営企画、営業企画、商品企画をはじめ、当社の事業に精通しており、経営方針を明確に打ち出すなど最高経営責任者としてリーダーシップを発揮してまいりました。当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月 全国農業協同組合連合会入会
 2000年 2 月 同 中央畜産センター食肉部 部長
 2004年 2 月 同 本所畜産販売部食肉課 課長
 2006年 9 月 JA全農ミートフーズ株式会社 常務取締役事業企画本部長
 2007年 8 月 全国農業協同組合連合会 参事
 2010年 8 月 全農チキンフーズ株式会社 専務取締役
 2011年 6 月 同 代表取締役社長
 2012年 8 月 当社 顧問
 2013年 6 月 同 取締役執行役員
 2014年 6 月 同 取締役執行役員業務製品事業部長
 2015年 4 月 同 取締役執行役員
 2016年 6 月 同 常務執行役員
 現在に至る

(担当) 業務製品事業担当

取締役候補者とした理由

経営者として豊富な経験と幅広い識見を有し、経営企画、営業部門等の分野に精通しており、当社の経営陣幹部としてリーダーシップを発揮してまいりました。当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者いたしました。



●所有する当社株式の数

6,434株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月 農林中央金庫入庫
 2000年 4 月 同 宮崎支店長
 2002年 7 月 同 総合企画部 グループ戦略室長兼副部長
 2004年 6 月 日本ミルクコミュニティ株式会社 執行役員経営企画部長
 2005年 7 月 農林中央金庫 JAバンク統括部 主任審査役
 2006年 6 月 同 システム企画部長
 2007年 6 月 ジェイエイバンク電算システム株式会社 代表取締役副社長
 2008年 4 月 農中情報システム株式会社 代表取締役副社長兼JASTEM事業本部長
 2008年 6 月 農林中央金庫 常務理事
 2011年 6 月 農中情報システム株式会社 代表取締役社長
 2013年 6 月 当社 代表取締役副社長
 現在に至る

(担当) 経営全般社長補佐 総務・秘書室・人事担当

取締役候補者とした理由

経営者として豊富な経験と幅広い識見を有し、経営企画、人事、財務、情報システムなどの分野に精通しており、当社の経営陣幹部としてリーダーシップを発揮してまいりました。当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



●所有する当社株式の数

6,737株

●取締役会への出席状況

18回/18回(100%)

●在任年数

5年

候補者番号

4

こうさか しんや
幸坂 眞也 (1957年9月15日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 雪印乳業株式会社入社
 2002年4月 同 経営企画室長
 2003年1月 同 SCM推進部長
 2003年6月 同 執行役員SCM推進部長
 2004年1月 同 執行役員チーズ事業部長
 2005年4月 同 執行役員業務製品事業部長
 2006年6月 同 業務製品事業部長
 2006年10月 同 投資企画部長
 2007年10月 同 物流部長
 2009年10月 当社 統合戦略部 副部長
 2010年4月 同 統合戦略部長
 2011年4月 同 執行役員
 2011年6月 同 取締役執行役員
 2013年6月 同 取締役常務執行役員
 2016年6月 同 取締役専務執行役員
 現在に至る

(担当) 総合企画室・管理・関係会社統括担当

取締役候補者とした理由

管理部門において豊富な経験を有し、特に経営管理や企業統治、資材調達や乳製品等の分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

つちおか ひであき
土岡 英明 (1955年9月19日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 雪印乳業株式会社入社
 2003年1月 日本ミルクコミュニティ株式会社 札幌支店長
 2003年5月 同 北海道事業部長
 2006年3月 同 営業統括部 マーケティンググループ部長
 2007年4月 同 営業統括部 商品企画開発グループ部長
 2009年10月 当社 統合戦略部 副部長
 2011年4月 同 執行役員
 2011年6月 同 取締役執行役員
 2015年6月 同 取締役常務執行役員
 2016年6月 同 取締役専務執行役員
 現在に至る

(担当) 家庭用事業管掌、広域営業・広報・CSR担当

取締役候補者とした理由

営業部門において豊富な経験を有し、特に販売戦略や商品企画、マーケティング、広域営業等の分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。



●所有する当社株式の数
7,247株

●取締役会への出席状況
18回/18回(100%)

●在任年数
7年



●所有する当社株式の数
4,108株

●取締役会への出席状況
17回/18回(94%)

●在任年数
7年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 雪印乳業株式会社入社
 2003年10月 日本ミルクコミュニティ株式会社 野田工場長
 2007年1月 同 生産統括部 生産技術グループ副部長
 2009年4月 同 生産統括部 生産技術グループ部長
 2011年4月 当社 品質保証部長
 2012年4月 同 執行役員品質保証部長
 2013年6月 同 取締役執行役員品質保証部長
 2014年3月 同 取締役執行役員品質保証部長兼機能性食品事業部長
 2015年6月 同 取締役執行役員生産統括部長
 2016年4月 同 取締役執行役員生産技術部長
 2016年6月 同 取締役常務執行役員
 現在に至る

(担当) 生産・生産技術担当

取締役候補者とした理由

生産や生産技術等の部門において豊富で幅広い経験を有し、特に生産管理等の分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



●所有する当社株式の数

4,641株

●取締役会への出席状況

18回/18回(100%)

●在任年数

5年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 雪印乳業株式会社入社
 2003年8月 同 社長室 部長
 2004年1月 同 原料乳製品事業部長
 2006年10月 同 九州支店長
 2008年10月 同 酪農部長
 2010年5月 一般社団法人日本乳業協会 出向
 2011年5月 同 常任理事
 2012年5月 同 専務理事
 2014年6月 当社 執行役員酪農部長
 2015年6月 同 取締役執行役員酪農部長
 2016年6月 同 取締役常務執行役員酪農部長
 現在に至る

(担当) 酪農担当

取締役候補者とした理由

営業、酪農部門で蓄積した豊富な経験と人脈を有し、特に乳製品部門の販売戦略や酪農生産等の分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



●所有する当社株式の数

5,149株

●取締役会への出席状況

18回/18回(100%)

●在任年数

3年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 農林中央金庫入庫
2004年 7 月 同 那覇支店長
2005年 8 月 みずほ証券株式会社 系統営業部長
2007年 7 月 農林中央金庫 投融資企画部 副部長
2009年 7 月 雪印乳業株式会社 経営企画室 部長
2009年10月 当社 経営企画部長
2011年 4 月 同 総合企画室長
2011年 7 月 農林中央金庫 農林水産環境統括部長
2014年 6 月 同 常務理事
2016年 5 月 当社 顧問
2016年 6 月 同 取締役常務執行役員
現在に至る

(担当) 財務 (含むIR) ・ IT企画推進担当、総合企画室および関係会社統括副担当

取締役候補者とした理由

財務・経理部門において豊富な経験を有し、特に企業ファイナンスやIRの分野に精通しており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。



●所有する当社株式の数

1,598株

●取締役会への出席状況

18回/18回(100%)

●在任年数

2年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 6 月 生活協同組合コープとうきょう 理事
- 1999年 6 月 東京都生活協同組合連合会 理事
- 2001年 6 月 日本生活協同組合連合会 理事
- 2003年 8 月 全国労働者共済生活協同組合連合会 理事
- 2007年10月 全国消費者団体連絡会 事務局
- 2008年 5 月 同 事務局長
- 2012年 8 月 消費者庁 長官
- 2014年 8 月 同 長官退任
- 2015年 6 月 当社 社外取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況) 一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事

社外取締役候補者とした理由

過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、消費者団体において豊富な経験を有し、消費者庁長官を務めるなど、特に消費生活等の分野に精通しており、当社の経営に対する助言、提言および監督に生かしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

独立性に関する事項

同氏につきましては、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合は、引き続き独立役員として届け出る予定です。

なお、同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬等は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。



●所有する当社株式の数

552株

●取締役会への出席状況

18回/18回(100%)

●在任年数

3年

- (注) 1. 西尾啓治氏は、当社が30.1%の株式を保有する日本乳品貿易株式会社の代表取締役社長であり、当社と同社との間には不動産賃貸事業における競業関係があります。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。
3. 阿南久氏は、社外取締役候補者であります。
4. 阿南久氏は、現在、当社の社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年になります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、阿南久氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容は、同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額とするものです。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 阿南久氏が当社の社外取締役として在任中の2018年2月、当社の連結子会社である雪印種苗株式会社は、種苗法に違反する表示により複数の種苗を販売していたことが判明したことから農林水産大臣より種苗法第65条に基づく報告徴収命令を受けました。同氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日ごろから当社の取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行なっていました。本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して、当社の取締役会等において適宜提言を行なうなど、その職責を果たしております。
7. 独立役員の指定につきましては、15頁に記載の「雪印メグミルク株式会社 社外役員の独立性の判断基準」に基づいて行なっております。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者が選任された場合の任期は、第11回定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、すべての監査等委員である取締役候補者が適任であるとの意見を監査等委員会からいただいております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	千葉 忍	監査等委員である取締役（常勤）	再任
2	西川 郁生	監査等委員である社外取締役	再任 社外 独立
3	服部 明人		新任 社外 独立

候補者番号	1	千葉 忍 (1955年1月26日生)	再任
-------	---	--------------------	----

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月 雪印乳業株式会社入社
2003年 1 月 日本ミルクコミュニティ株式会社 コミュニケーション部長
2003年10月 同 広域営業部長
2004年 1 月 同 営業統括部 商品企画開発グループ部長
2007年 4 月 同 管理統括部 総務人事グループ部長
2009年 6 月 同 執行役員管理統括部長
2009年10月 同 取締役執行役員管理統括部長
2011年 4 月 当社 執行役員
2011年 6 月 同 取締役執行役員
2015年 6 月 同 監査役
2016年 6 月 同 監査等委員である取締役
現在に至る

監査等委員である取締役候補者とした理由

管理部門において豊富な経験を有し、また当社の経営経験に基づく広範で深い知識と見識を有しており、取締役の職務執行の監督・監査等を行なうための相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。



●所有する当社株式の数
3,192株

●取締役会への出席状況
18回/18回(100%)

●在任年数
2年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年10月 監査法人栄光会計事務所（現 新日本有限責任監査法人）入社
 1990年9月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員
 1993年1月 国際会計基準委員会（IASC）理事会日本代表
 1995年7月 日本公認会計士協会常務理事
 1998年6月 国際会計基準委員会（IASC）理事会日本代表退任
 2001年6月 日本公認会計士協会常務理事退任
 2001年7月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）退社
 2001年8月 企業会計基準委員会副委員長
 2007年4月 企業会計基準委員会委員長
 2012年4月 慶應義塾大学商学部教授
 2014年6月 エーザイ株式会社社外取締役（現職）
 2014年6月 当社 監査役
 2016年6月 株式会社大和証券グループ本社社外取締役（現職）
 2016年6月 三菱商事株式会社社外監査役（現職）
 2016年6月 当社 監査等委員である取締役
 現在に至る

（重要な兼職の状況） エーザイ株式会社社外取締役
 株式会社大和証券グループ本社社外取締役
 三菱商事株式会社社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務・会計に関する専門的で高度な知識と幅広い経験を有しており、取締役の職務執行に対する監督・監査に生かしていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

なお、当社は、監査等委員である取締役候補者の指名を15頁に記載の「取締役候補者の指名方針」に基づき行っており、財務・会計に関する知見を有する者を1名以上含めることとしております。

独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定です。

なお、同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査等委員である取締役としての報酬等は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。



●所有する当社株式の数

705株

●取締役会への出席状況

18回/18回(100%)

●在任年数

2年



● 所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年 4 月 弁護士登録
三宅・畠澤・山崎法律事務所入所
- 1991年 4 月 尾崎法律事務所入所
- 2006年11月 服部明人法律事務所開設
現在に至る
- (重要な兼職の状況) 服部明人法律事務所 代表
株式会社秋原材木店 代表取締役社長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に精通しており、高い専門性を取締役の職務執行の監督・監査に生かしていただけるものと判断し、取締役候補者としてしました。

独立性に関する事項

本議案が承認可決され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

なお、同氏は、当社から多額の金銭その他の財産（監査等委員である取締役としての報酬等は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありませんが、当社の特定関係事業者であります株式会社イオンとの間で弁護士顧問契約を締結し、同社から当該契約に基づく報酬を受けており、今後も受ける予定であります。なお、同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

- (注) 1. 西川郁生氏が社外監査役である三菱商事株式会社と当社との間には、商品の販売および原材料の仕入れに関する取引がありますが、その取引額は当社および同社のいずれの連結売上高においても1%未満であるため、同氏を含む候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。
3. 西川郁生氏および服部明人氏は、社外取締役候補者であります。
4. 西川郁生氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年になります。また、同氏は、当社が監査等委員会設置会社へ移行する以前に当社監査役であり、その在任期間は2年間でした。
5. 監査等委員である取締役各候補者との責任限定契約について
当社は、千葉忍氏および西川郁生氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容は、各氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額とするものです。各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であり、服部明人氏が選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
6. 西川郁生氏が当社の監査等委員である社外取締役として在任中の2018年2月、当社の連結子会社である雪印種苗株式会社は、種苗法に違反する表示により複数の種苗を販売していたことが判明したことから農林水産大臣より種苗法第65条に基づく報告徴収命令を受けました。同氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日ごろから当社の取締役会、監査等委員会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行なってまいりました。本違反行為の事実認識後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組みに対して、当社の取締役会、監査等委員会等において適宜提言を行なうなど、その職責を果たしております。
7. 独立役員の指定につきましては、15頁に記載の「雪印メグミルク株式会社 社外役員の独立性の判断基準」に基づいて行なっております。

取締役候補者の指名方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、会社法が定める欠格事由に該当しないことを前提に、経営全般のモニタリングと業務執行の監督を行なうための優れた人格、見識、能力および豊富な経験に加え、高い倫理観を有している者の中から、専門とする分野が偏らないよう取締役会のバランスを考慮したうえで指名します。

監査等委員である取締役候補者は、会社法が定める欠格事由に該当しないことを前提に、経営全般のモニタリングと業務執行の監督を行なうための優れた人格、見識、能力および豊富な経験に加え、高い倫理観を有している者の中から、業務執行者から独立性を確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して指名します。なお、監査等委員である取締役候補者には、財務・会計に関する知見を有する者を1名以上含めることとします。

雪印メグミルク株式会社 社外役員の独立性の判断基準

雪印メグミルク株式会社（以下「当社」という。）は、当社の社外取締役（以下「社外役員」という。）が次のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は、当社に対して十分な独立性を有するものと判断いたします。

1. 過去3年間のいずれかの事業年度において、当社または当社子会社と取引等があった次の者

- (1) 当社または当社子会社を取引先とする者のうち、当社グループからの支払額が当該取引先グループ連結売上高の2%を超える者またはその業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員もしくは使用人（以下あわせて「業務執行者」という。）
- (2) 当社または当社子会社の取引先である者のうち、当社グループへの支払額が当社グループ連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
- (3) 当社または当社子会社の借入額が、当社グループ連結総資産の2%を超える者またはその業務執行者
- (4) 当社または当社子会社から1千万円または総収入の2%のいずれか高い額を超える金銭その他の財産（役員報酬を除く。）を得たコンサルタント、会計専門家または法律専門家で、当該財産を得ている者が団体である場合には、当該団体に所属する者

2. 過去3年以内において、大株主であった次の者

- (1) 当社の議決権比率10%以上の保有者（間接保有を含む。）またはその業務執行者
- (2) 当社または当社子会社が議決権比率10%以上を保有した会社（間接保有を含む。）の業務執行者

3. 当社・当社子会社・取引先等またはその関係者の親族

- (1) 過去10年以内において、次の者の配偶者または二親等内の親族であった者
 - ① 当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員または本社部長
 - ② 当社の非業務執行取締役
- (2) 過去3年以内において、次の者の配偶者または二親等内の親族であった者
 - ① 前1. (1)、(2)および(3)ならびに前2. に掲げる者で、業務執行者の場合は業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員または部長クラスの者
 - ② 前1. (4)に掲げる者（会計専門家については公認会計士、法律専門家については弁護士（アソシエイトを含む。）に限る。）

4. その他の関係者

- (1) 過去3年間のいずれかの事業年度において、当社または当社子会社から1事業年度中に1千万円または総収入の2%のいずれか高い額を超える寄付を受けた者またはその業務執行者
- (2) 過去3年以内に当社または当社子会社の出身者が他の会社において社外役員に就いていた場合における当該他の会社の業務執行者

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠の監査等委員候補者は、次のとおりであり、大森節也氏は第2号議案が原案どおり承認可決された場合の監査等委員である取締役千葉忍氏の補欠としての取締役候補者、真鍋朝彦氏は同じく第2号議案が原案どおり承認可決された場合の監査等委員である取締役西川郁生氏および服部明人氏の補欠としての社外取締役候補者であり、この決議の効力は、次回定時株主総会の開始の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号

1

お お も り せ つ や
大森 節也 (1956年4月29日生)

略歴および重要な兼職の状況

1980年4月 雪印乳業株式会社入社
2002年2月 みちのくミルク株式会社 業務部長
2006年4月 日本ミルクコミュニティ株式会社 管理統括部 総務人事グループ副部長
2009年6月 同 管理統括部 総務人事グループ部長
2009年10月 当社 人事企画部長
2011年4月 同 人事部長
2013年6月 同 監査役
2016年6月 雪印種苗株式会社 監査役（現職）
現在に至る

（重要な兼職の状況） 雪印種苗株式会社 監査役

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

当社およびグループ会社での監査役としての経験を有し、取締役の職務執行の監督・監査等を行なうための相応しい経験と能力を有していると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。



●所有する当社株式の数
1,895株

略歴および重要な兼職の状況

1991年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所
 2007年 5月 新日本有限責任監査法人 パートナー
 2010年 7月 税理士法人高野総合会計事務所 パートナー
 2013年 7月 同 シニアパートナー（現職）
 2015年 5月 フロイント産業株式会社 社外取締役（現職）
 2015年 6月 日本出版販売株式会社 社外監査役（現職）
 2017年 6月 出版共同流通株式会社 社外監査役（現職）
 現在に至る

（重要な兼職の状況） 税理士法人高野総合会計事務所 シニアパートナー
 フロイント産業株式会社 社外取締役
 日本出版販売株式会社 社外監査役
 出版共同流通株式会社 社外監査役



●所有する当社株式の数

0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として専門的で高度な知識と幅広い経験を取締役の職務執行に対する監督・監査に生かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査等委員である取締役としての報酬等は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。また、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 真鍋朝彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 補欠の監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について

当社は、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該候補者との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その内容は、当該候補者が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とするものです。

4. 真鍋朝彦氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2015年6月25日開催の第6回定時株主総会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」を株主の皆様にご承認いただきましたが、その有効期限は本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、当該有効期限到来後の買収防衛策について検討を行なった結果、2018年5月21日開催の取締役会において、買収防衛策を継続することについて本総会に提案することを決議いたしました。

本議案は、買収防衛策の継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

継続する買収防衛策は、株主の皆様が正しい判断をするための買収に関する十分な情報と検討期間を提供することと、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する買収を防止することを目的としており、有効期限（第12回定時株主総会終結の時まで）および監査等委員会設置会社へ移行したことに伴う機関名称の変更を除き、第6回定時株主総会においてご承認いただいた内容と同じであります。

本買収防衛策の概要は、以下のとおりであります。

1. 買収防衛策導入の基本方針

当社取締役会は、金融商品取引所に当社株式を上場している以上、当社株式は自由に売買が行なわれることを前提にすべきであり、当社取締役会の同意がない大量買付行為がなされた場合でも、その是非を最終的に判断するのは株主の皆様であると考えます。したがって、株主の皆様が大量買付行為を評価するために、大量買付者から当該大量買付行為に関する十分な情報が提供されること、当社取締役会がこれを評価・検討し当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様に情報を提供すること、および必要に応じて当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するための相当期間が確保されることが重要であると考えております。これらの考えに基づき、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただけるようにするため、以下のとおり、大量買付行為に関するルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を定めることとしております。当社取締役会は、大量買付者に対して当該大量買付ルールの遵守を求め、このルールに則って十分な情報が提供された場合は、その内容を評価・検討し、当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様に適切な時期に開示することといたします。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合や、大量買付ルールを遵守した場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大量買付行為の場合は、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する可能性があります。ただし、当社取締役の保身を排除するために、大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合に対抗措置を発動することができる要件は、後掲3. (2)の5つの類型に限定し、後掲4. の「独立委員会」の勧告を得て、対抗措置を発動するものといたします。

2. 大量買付ルール

(1) 大量買付ルールの基本と大量買付行為の定義

本買収防衛策の大量買付ルールの基本は、次のとおりです。

- ① 事前に大量買付者から当社取締役会に対して十分な情報の提供がなされること

② 当社取締役会による当該提供情報に関する一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始すること
また、「大量買付行為」とは、次の買付行為をいい、いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除きます。

- ① 特定株主グループ¹の株式等保有割合²を20%以上とすることを目的とする株式等³の買付け
- ② 特定株主グループ⁴の株式等保有割合⁵が20%以上となる株式等⁶の公開買付け⁷

(注) 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者（同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）および同法第27条の23第5項に規定する共同保有者（同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）をいいます。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

4 買付けを行なう者および金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

7 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

(2) 大量買付意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為を行なおうとする場合には、事前に当社取締役会宛に、大量買付ルールに従う旨の「大量買付意向表明書」（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただくことといたします。意向表明書には「大量買付者の名称および住所」「設立準拠法」「代表者の氏名」「国内連絡先」「提案する大量買付けの概要」「大量買付者およびその共同保有者が保有する当社株式等の数」「大量買付ルールを遵守する旨の誓約」を記載していただきます。

当社取締役会は、大量買付者から意向表明書を受領したことについてすみやかに情報開示を行ないます。

(3) 大量買付情報の提供

大量買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価・検討のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書の受領後5営業日以内に、大量買付者から当初提出していただくべき大量買付情報のリストを、回答期限を定めて交付します。

なお、当社取締役会は、当初提出していただいた情報をすみやかに独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、当該情報の内容を確認し、大量買付情報として不十分であると判断した場合には、その都度回答期限を定めて、十分な大量買付情報がそろうまで追加的に情報の提供を求めるよう、当社取締役会に勧告するものとします。

独立委員会は、必要な情報がそろったと判断した時点で、大量買付情報の提出が完了した旨を当該大量買付者に書面で通知することおよびその旨の情報開示を行なうよう当社取締役会に勧告するものとします。また、当該大量買付情報が株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部

または一部を開示するよう当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告に沿って、大量買付情報の提出が完了した旨、および当該大量買付情報の全部または一部の情報開示を行ないます。

(4) 当社が要請する情報内容

大量買付者に提供していただく大量買付情報の主な項目は次のとおりです。

① 大量買付者およびそのグループの詳細

共同保有者および特別関係者（ファンドの場合は組合員その他の構成者を含む。）の具体的名称、資本構成または主要出資者、経歴・沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同様の企業・事業経験、同種事業の場合のセグメント情報、大量買付経験と対象企業のその後の状況等

② 大量買付行為の目的、方法および内容

目的、買付時期、買付方法、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性等

③ 買付対価の算定根拠

算定の数値、算定の前提となる事実、算定方法、算定担当者または企業、大量買付けにより生じることが予想される影響額およびその算定根拠、そのうち他の株主様に対して分配される影響額と算定根拠等

④ 買付資金の裏付け

資金調達方法、資金提供者の有無および具体的名称（実質的提供者を含む。）、資金調達に係る取引

⑤ 大量買付行為完了後の当社経営方針および事業計画

意図する当社と当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、資産活用策、これら事業計画の実現可能性と予想されるリスク

⑥ 大量買付行為完了後の取引拡大等により得られる大量買付者と当社の相乗効果

⑦ 当社の利害関係者（当社従業員、取引先、顧客、地域社会等）に関する対応方針および影響

⑧ 当社の他の株主様との利益相反を回避するための具体的方策

⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(5) 評価期間

当社取締役会は、大量買付行為の評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案等を行なうための期間（以下「評価期間」といいます。）として、当該大量買付行為の内容に応じて次の①または②による期間を設定します。大量買付行為は、次の評価期間が経過した後により実施されるものとします。

① 60日：現金を対価とする公開買付けによる当社全株式等の買付けの場合

② 90日：その他の大量買付けの場合

上記期間には、独立委員会が当該大量買付行為に関する検討に要する期間および当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否かを勧告するまでに要する期間を含みます。

ただし、独立委員会は、当社取締役会が、大量買付行為の内容の検討、大量買付者との交渉、代替案の作成等を行なうために必要な範囲内で評価期間を延長することを当社取締役会に勧告できるものとします。当社取締役会が評価期間を延長することを決議した場合には、評価期間を延長する理由、延長期間、その他公表すべき事項について、当該延長の取締役会決議後すみやかに大量買付者への通知および情報開示を行なうものとします。

(6) 取締役会による意見・代替案の提示

当社取締役会は、評価期間内において、独立委員会と連携を取りながら、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点で、大量買付者から提供された大量買付情報の評価・検討を行ないます。当社取締役会は、必要に応じて大量買付者と協議・交渉を行ない、大量買付けに関する提案内容の改善を大量買付者に要求し、あるいは株主の皆様に対して代替案を提示することがあります。

3. 大量買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大量買付情報の内容を評価・検討し、大量買付者と協議・交渉を行なった結果、大量買付行為が次のいずれかに該当し、しかるべき対抗措置を講じることが妥当であると判断した場合には、評価期間中か否かにかかわらず、下記のとおり、本買収防衛策で定める対抗措置を発動することがあります。

(1) 大量買付ルールが遵守されなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、後掲4. の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権を無償で割り当て、あるいは会社法その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがあります。

当該対抗措置は、一般の株主様に不利益をもたらすものではありませんが、大量買付ルールを遵守しない大量買付者は経済的損害を被る可能性がありますので、大量買付ルールを無視して大量買付行為を開始することのないうよう予め注意を喚起いたします。

(2) 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、たとえ当社取締役会が当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の公表、株主の皆様への代替案の提示および個別の説得等を行なうにとどめ、原則として対抗措置は取りません。したがって、大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付者の買付提案および当社取締役会が提示する代替案ならびに当社の企業価値向上のための中長期的な経営方針等を比較し、判断していただくことになります。ただし、大量買付ルールが遵守された場合であっても、大量買付行為が次のいずれかに該当し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合には、当社取締役会は、後掲4. の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、相応の対抗措置を発動することがあります。

- ① グリーンメーラー：当社グループの経営に参加する意思がなく、株価を吊り上げて高値で当社に株式を引き取らせる目的による行為

- ② 焦土化経営 : 当社グループの経営を一時的に支配し、当社グループの知的財産権、ノウハウ、主要取引先・顧客等を大量買付者やそのグループ会社等に委譲させる目的による行為
- ③ 資産流用 : 当社グループの経営を支配した後、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的による行為
- ④ 一時的高配当 : 当社グループの経営を一時的に支配し、当社グループの不動産・有価証券等の資産を売却処分し、その利益で一時的の高配当を行なうか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的による行為
- ⑤ 強圧的二段階買収 : 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘せず二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付けをする等、株主に事実上売却を強要する行為

(3) 対抗措置発動の判断方法

当社取締役会は、大量買付者が提供した大量買付情報その他調査によって入手した情報に基づき、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等の助言を得ながら、当該大量買付者が真摯に当社の経営に参加する意思があるのか、当該大量買付行為・提案が当社の企業価値向上・株主共同の利益に資するのかなどを検討するとともに、後掲4.の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置を発動するか否かを当社取締役会で決議するものとします。

当社取締役会が大量買付者に対する対抗措置の発動を決議した場合、または発動しないことを決議した場合は、その理由を明らかにしたうえで、株主の皆様に対し適時適切な情報開示を行ないます。

(4) 対抗措置発動の中止

当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した後でも、次の①または②に該当する場合は、新株予約権の発行中止または新株予約権発行後に当社が当該新株予約権を無償取得し消却する等、結果的に当該対抗措置の発動を中止することができるものとします。この場合、当社取締役会は、すみやかに情報開示を行ないます。

- ① 当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後、大量買付者が買付けを撤回する等、大量買付行為が存在しなくなった場合
- ② 対抗措置の発動の前提となった事実関係に変動が生じ、大量買付け等が前掲3.(1)(2)に定める対抗措置発動の条件のいずれにも該当しなくなった場合、または該当しても新株予約権の発行もしくは行使を認めることが適切でないと当社取締役会が判断した場合

4. 独立委員会

(1) 独立委員会の設置

当社取締役会は、大量買付行為に係る意向表明書を受領した場合または大量買付行為がなされる可能性がある場合、対抗措置が当社取締役会の恣意的な判断で発動されることのないよう当社取締役および大量買付者からの独立性を確保した組織として独立委員会の招集を独立委員会の委員に要請し、大量買付者が前掲3.(1)(2)に定める対抗措置発動の条件に該当するか否かなどを諮問します。なお、独立委員会の招集、決議要件、決議事項等につ

いては、【別紙１】をご参照ください。

大量買付行為が当社の企業価値向上・株主共同の利益に資するかどうかを判定する独立委員会の委員は、社外有識者、当社社外取締役の中から３名を選定します。

独立委員会は、当社取締役、従業員等に対し必要に応じて、独立委員会への出席および情報の提供、説明を要請できるものとし、諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容を当社取締役会に勧告するものとします。独立委員会の委員は、【別紙２】に記載の方に委嘱する予定であります。

(2) 独立委員会の判断方法

独立委員会は、招集された場合、次の手続きに従い勧告等を決議し、当該勧告等の内容についてすみやかに情報開示を行ないます。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者の買付けが前掲３．(1)(2)に定める条件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが妥当と判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

② 独立委員会が対抗措置を発動しないことを勧告する場合

独立委員会は、大量買付者が提供する大量買付情報の検討、当社取締役会と大量買付者との交渉経過等の内容を検討した結果、当該大量買付者による買付けが前掲３．(1)(2)に定める条件のいずれにも該当しないか、該当しても対抗措置の発動が妥当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置を発動しないことを勧告します。ただし、かかる勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、前掲３．(1)(2)に定める条件のいずれかに該当することとなった場合には、新たな勧告を行なうことができるものとします。

③ 独立委員会が対抗措置発動の延期を勧告する場合

独立委員会は、前掲２．(5)の評価期間の満了までに対抗措置の発動・不発動の勧告を決議するに至らない場合には、合理的に必要とされる範囲内で、評価期間を延長する旨の決議を行ない、当社取締役会に勧告することができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を決議し、その内容を情報開示いたします。

5. 対抗措置の内容

(1) 新株予約権の発行

当社取締役会が大量買付行為に対抗するための具体策として、新株予約権の無償割当てを行なう場合は、【別紙３】のとおり、大量買付者等は行使することができないとの条件を付与した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行し、当社取締役会において定め別途公告する一定の日（以下「割当期日」といいます。）における株主様に対し無償で割り当てることとします。なお、本新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることとします。

(2) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要することとします。

(3) 新株予約権の発行および行使の手続き

本新株予約権を発行することとなった場合、新株予約権の割当てを受けるには割当期日までに当社株主名簿に記録される必要があります。また、本新株予約権の行使については、新株を取得するために所定の行使期間中に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。

上記の手続きの詳細については、実際に本新株予約権を発行することを決議した際に、法令に基づき株主の皆様にお知らせいたします。

6. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本買収防衛策が株主・投資家の皆様に与える影響

本買収防衛策は、新株予約権を無償で割り当て、あるいは会社法その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動することがある旨を公表しているに過ぎず、その導入の時点において対抗措置自体は行なわれませんので、株主・投資家の皆様に直ちに影響が生じることはありません。

むしろ、本買収防衛策の継続により、大量買付者からの大量買付情報の提供、当社取締役会からの代替案の提示等、株主・投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かの適切な判断をするための十分な情報と期間を確保できることになります。

(2) 対抗措置発動時における株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的に対抗措置を発動することを決議した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従い、適時適切な開示を行ないます。

対抗措置発動時には、大量買付者を含む特定株主グループ以外の株主・投資家の皆様が、法的権利または経済的側面において、次の③、④の場合を除き特別な損害を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行なった場合の大量買付者を含む特定株主グループ以外の株主・投資家の皆様に与える影響は次のとおりとなります。

- ① 当社取締役会が別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有する普通株式1株につき本新株予約権1個を無償割当てします。
- ② 本新株予約権の無償割当てを受けた株主様が権利を行使し新株を取得するには、当社取締役会が指定する一定期間内に本新株予約権1個当たり金1円以上で、当社取締役会が新株予約権の無償割当決議において定める価額の払込金額が必要となります。
- ③ 仮に株主様が権利行使期間内に行使価額に相当する金銭を払い込まず、本新株予約権の権利行使手続きを行わない場合は、他の株主様が権利行使により新株を取得するため、権利行使手続きを行わない株主様と大量買付者のみが当社株式の価値が希薄化する影響を受けることになります。
- ④ 本新株予約権の無償割当てを受ける株主様が確定後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を当社が無償取得する場合には、1株当たりの株式価値の希薄化が生じませんので、1株当たりの株式価値の希薄化が生じることを前提にして売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

- ⑤ 本新株予約権の無償割当ておよび本新株予約権を行使し新株の交付を受けた時点では、株主の皆様には課税関係は生じません。ただし、当社取締役会の承認により本新株予約権を第三者に譲渡した株主様（大量買付者を含む。）および本新株予約権を行使し交付を受けた新株を第三者に譲渡した株主様には、譲渡益課税がなされます。

(3) 大量買付者に与える影響

本買収防衛策は、大量買付ルールを遵守しない、または当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある大量買付者には、経済的な不利益を発生させる可能性があります。

本買収防衛策は、大量買付ルールを遵守しない場合の不利益を事前に示すことにより、大量買付ルールを無視した買付行為をしないよう予め注意を喚起するものです。

7. 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様および当社の手続き

(1) 株主名簿への記録の手続き

当社取締役会は新株予約権の無償割当てを決議した場合には、無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

本新株予約権の無償割当ては、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し行なわれますので、株主の皆様におかれましては、当該期日までに当社株主名簿に記録される必要があります。

なお、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(2) 新株予約権の行使（新株取得）手続き

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（【別紙3】の8. (1)から(3)までの大量買付者等を除きます。）の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容・数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主様ご自身が大量買付者等ではないことの表明保証条項、その他の誓約文言を含む当社所定の書式となります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出のうえ、原則として、本新株予約権1個当たり金1円以上で、当社取締役会が新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社株式が発行されることとなります。

(3) 当社による新株予約権の取得手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨を決議した場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得できるものとします。

当社は、当社取締役会が定める日の到来をもって、本新株予約権を行使することができない者（【別紙3】の8. (1)から(3)までの大量買付者等をいいます。）以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとします。

また、当該取得がなされた日より後に、本新株予約権を行使することができない者（【別紙3】の8. (1)から(3)までの大量買付者等をいいます。）以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、該当者の有する本新株予約権のうち当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(4) 新株予約権の発行中止・新株予約権の消却

前掲3. (4)に定める事由がある場合には、当社取締役会は、割当てまでの間は新株予約権の発行の中止または割当て後においては、無償取得の方法による新株予約権の消却を行なうことができるものとします。

8. 買収防衛策の有効期間、廃止および改正

本買収防衛策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から2021年6月開催予定の第12回定時株主総会終結の時までの3年間とします。ただし、有効期間満了前であっても、当社取締役会により本買収防衛策を廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本買収防衛策はその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本買収防衛策の有効期間中でも、

- ① 本買収防衛策に係る法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行なわれ、当該事項を本買収防衛策に反映させることが妥当である場合
- ② 新たな大量買付行為の手法が判明し、本買収防衛策の内容を改正することが妥当である場合
- ③ 本買収防衛策の説明補足、誤字脱字等の理由により修正を行なうことが妥当である場合

独立委員会の勧告を得たうえで、本買収防衛策を改正する場合があります。

当社取締役会は、本買収防衛策の廃止および改正がなされた場合には、その内容等についてすみやかに情報開示いたします。

9. 買収防衛策の合理性

本買収防衛策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の【原則1－5. いわゆる買収防衛策】に則したものとなっております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本買収防衛策は、前掲1. のとおり、株主の皆様が大量買付行為を評価するために、大量買付者から当該大量買付行為に関する十分な情報が提供されること、当社取締役会がこれを評価・検討し当該大量買付行為に関する意見も併せて株主の皆様へ提供すること、および必要に応じて当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するための相当期間が確保されることを目的として導入するものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本買収防衛策は、株主・投資家の皆様および大量買付者の予見性を高め、株主の皆様の適正な選択の機会を確保するために、事前に本買収防衛策の内容を開示するものです。

当社取締役会は、大量買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損しない限り対抗措置は発動せず、公開買付けに移行し株主の皆様の意思を確認する仕組みとしております。本買収防衛策の仕組みの概要については【別紙4】をご参照ください。

また、本買収防衛策の有効期間は、2021年6月開催予定の第12回定時株主総会終結の時までの3年間でありますが、1年ごとの当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任を通じて本買収防衛策を廃止することが可能です。

なお、現時点において、当社株式等についての大量買付行為等の提案は一切ございません。当社株式の状況については【別紙5】をご参照ください。

(3) 必要性・相当性確保の原則

本買収防衛策は、その必要性・相当性を確保するために次のような設計としております。

- ① 当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した専門家の助言を得ることができることとしております。これにより、独立委員会による判断自体の公正さ・客観性が強く担保される仕組みとしております。
- ② 大量買付ルールが遵守されている限り、原則として公開買付け等を通して株主の皆様に判断を委ねる仕組みとしております。
- ③ 本買収防衛策は、大量買付ルールが遵守されているにもかかわらず対抗措置を発動できる例外的条件として、前掲3.(2)のとおり、東京高等裁判所が示す4類型（ニッポン放送事件東京高裁決定 2005年3月23日）と強圧的二段階買収に限定しております。
- ④ 本買収防衛策は、大量買付者以外の株主の皆様が平等に、新株予約権の行使によりその所有する普通株式数に応じて新株を取得できる仕組みとしております。
- ⑤ 本買収防衛策は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行なうことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

【別紙 1】

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員会委員」という。）は、3名とする。
3. 独立委員会委員は社外有識者、当社社外取締役から選任する。なお、社外有識者は、弁護士、公認会計士、もしくはこれらに準ずる有資格者、または酪農・乳業・経営等に関する相当の知見を有する者でなければならず、当社に対する善管注意義務条項等を含む委嘱契約を当社と締結しなければならない。
4. 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結の時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
5. 当社取締役会は、各独立委員会委員に独立委員会の招集を要請できる。
6. 各独立委員会委員は、次の場合に独立委員会を招集できる。
 - (1) 大量買付者が大量買付行為を行なおうとする意向を当社に示した場合（大量買付意向表明書の提出に限らない。）
 - (2) 当社株式等の大量買付行為が明らかになった場合
7. 独立委員会は、次に掲げる権限および義務を有する。
 - (1) 大量買付情報の収集、評価・検討、株主への情報開示の当社取締役会への勧告
 - (2) 大量買付情報が十分にそろったかどうかの判断および当該大量買付情報が不十分な場合において当社取締役会が大量買付者に対し追加的情報提供を要請するよう勧告すること
 - (3) 当社取締役、従業員等に対し必要に応じて、独立委員会への出席、大量買付情報・当社代替案の提供および当該事項に関する説明の要請
 - (4) 大量買付者の買付けが本買収防衛策の対抗措置発動の対象に該当するか否かの審議および判定
 - (5) 対抗措置を発動するか否かについての当社取締役会に対する勧告
 - (6) 評価期間の延長についての当社取締役会に対する勧告
 - (7) 買収防衛策の改正および廃止についての当社取締役会に対する勧告
 - (8) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - (9) 当社取締役会が、別途独立委員会が行なうことができると定めた事項
 - (10) 上記各号に定める事項に関する善管注意義務
8. 独立委員会は、独立委員会委員全員の出席により成立し、出席者の過半数をもって決議する。
9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
10. 独立委員会は、当社株式等の大量買付行為等がなされた場合は、当社の企業価値・株主共同の利益に資するかをその判断基準として、当該大量買付情報について検討・評価のうえ、勧告を決議するものとし、自己または当社取締役の個人的利益を得ることを目的としてはならない。

以上

【別紙2】

独立委員会委員の略歴

鈴木 宣弘（すずき のぶひろ）

略歴： 1982年 4 月 農林水産省入省
1996年10月 農業総合研究所 研究交流科長
1997年 4 月 九州大学農学部 助教授
2004年 4 月 九州大学大学院農学研究院 教授
2006年 9 月 東京大学大学院農学生命科学研究所 教授（現職）
2011年 4 月 一般社団法人JC総研 所長

水尾 順一（みずお じゅんいち）

略歴： 1970年 4 月 株式会社資生堂入社
1999年 4 月 駿河台大学経済学部 助教授
2000年 4 月 駿河台大学経済学部 教授
2001年 4 月 駿河台大学大学院経済研究科 教授
2003年 5 月 日本経営倫理学会 理事
2006年 6 月 東京工業大学大学院理工学研究科 特任教授
2010年 4 月 University of London, School of Oriental & African Studies 客員教授
2011年 4 月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 上席研究員
2013年 6 月 日本経営倫理学会 副会長（現職）
2015年 4 月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 首席研究員（現職）
2018年 4 月 MIZUOコンプライアンス&ガバナンス研究所代表（現職）

阿南 久（あなん ひさ）

略歴： 1991年 6 月 生活協同組合コープとうきょう 理事
1999年 6 月 東京都生活協同組合連合会 理事
2001年 6 月 日本生活協同組合連合会 理事
2003年 8 月 全国労働者共済生活協同組合連合会 理事
2007年10月 全国消費者団体連絡会 事務局
2008年 5 月 全国消費者団体連絡会 事務局長
2012年 8 月 消費者庁 長官
2014年 8 月 消費者庁 長官退任
2015年 6 月 当社 社外取締役

（注）阿南久氏につきましては、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

以上

【別紙3】

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、自己株式を除く。）1株につき新株予約権を1個割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、自己株式を除く。）と同等とする。

4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みを必要とする額（行使価額）

新株予約権1個につき1円以上とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

次の条件に該当する株主は新株予約権を行使できないものとする。

- (1) 大量買付者を含む特定株主グループ
- (2) 当社取締役会の承認を得ずに特定株主グループから新株予約権を譲受けまたは承継した者
- (3) 外国の適用法令上、新株予約権の行使時に所定の手続きを要する外国居住者

9. 当社による新株予約権の取得

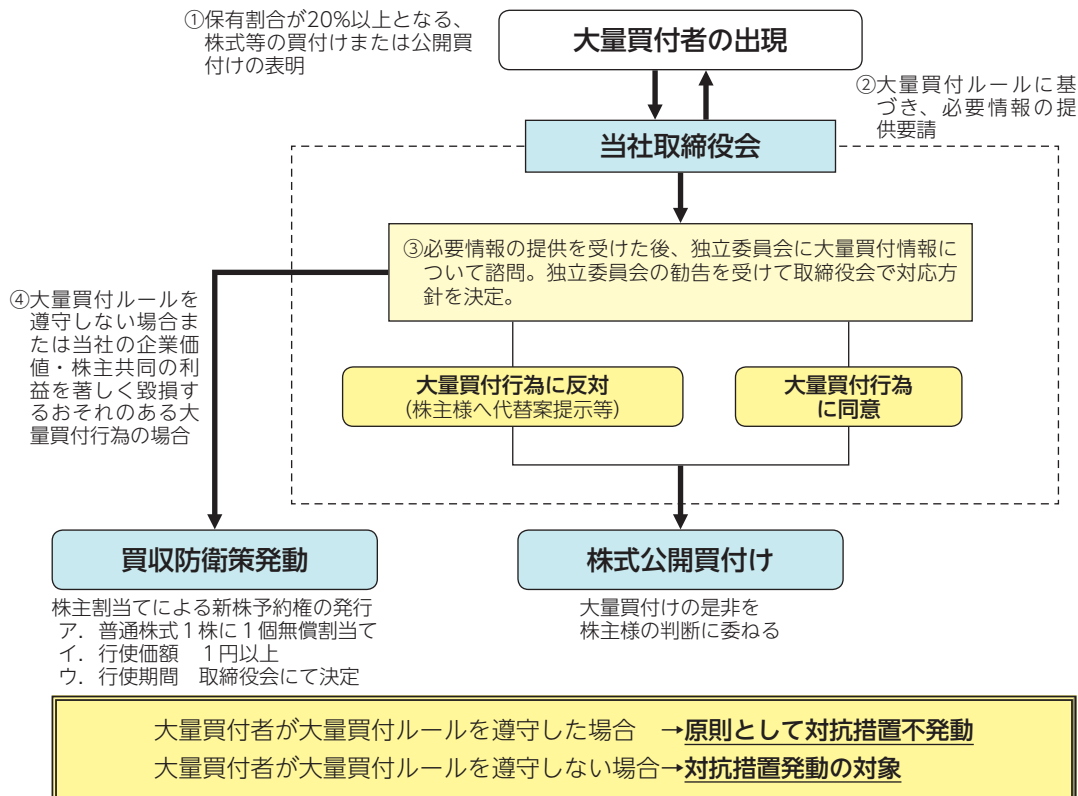
当社取締役会は、8. (1) (2)に該当する者以外の株主が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに新株予約権1個につき普通株式1株を交付することができるものとする。

10. 新株予約権に係るその他の措置

対抗措置を中止すべき事情が発生した場合、当社取締役会は割当期日までの間は新株予約権の発行中止、割当て後においては無償取得の方法による新株予約権の消却ができるものとする。

以上

買収防衛策の概要図



※大量買付ルールを遵守した場合でも、次の場合は対抗措置発動の対象となる。
当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある大量買付行為の場合
(グリーンメーラー、焦土化経営、資産流用、一時的高配当、強圧的二段階買収)

大量買付ルール

(1) 大量買付行為に関する十分な情報提供

- ①大量買付者等の詳細
- ②大量買付行為の目的、方法および内容
- ③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④大量買付行為完了後に意図する経営方針および事業計画 他

(2) 大量買付行為に対する評価期間（60～90日）の確保

【別紙5】

当 社 株 式 の 状 況 (2018年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 280,000,000株
 2. 発行済株式の総数 70,751,855株
 3. 株 主 数 51,233名
 4. 所有者別株式分布状況

所有者区分	持株数	出資比率
金 融 機 関	38,707千株	57.08%
証 券 会 社	916千株	1.35%
そ の 他 国 内 法 人	6,472千株	9.54%
外 国 人	11,185千株	16.49%
個 人 ・ そ の 他	10,491千株	15.47%
計	70,751千株	100.00%

5. 大株主の状況

株 主 名	持株数	出資比率
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会	9,237千株	13.62%
農 林 中 央 金 庫	6,728千株	9.92%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口)	3,703千株	5.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,866千株	4.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,703千株	3.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,435千株	2.11%
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,199千株	1.76%
雪 印 メ グ ミ ル ク 従 業 員 持 株 会	1,117千株	1.64%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,083千株	1.59%
ホ ク レ ン 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,074千株	1.58%
計	31,147千株	45.93%

- (注) 1. 当社は、自己株式2,941,743株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に社名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

1 当社グループの現況に関する事項

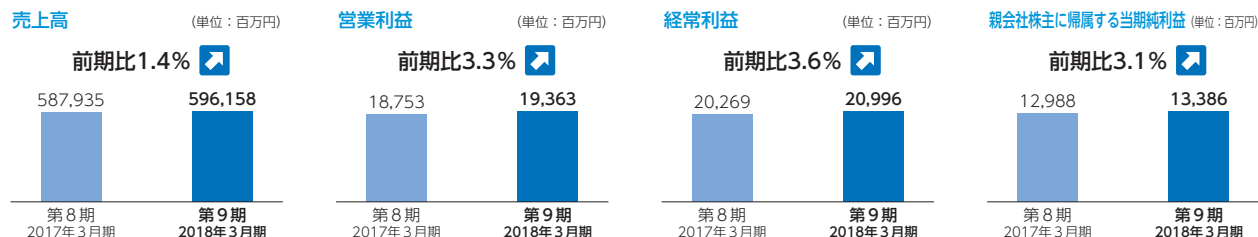
(1) 事業の経過およびその成果

当期の我が国経済は、景気が緩やかに回復しており、今後もその継続が期待される一方で、海外経済の不確実性や、金融資本市場を中心とした不安定な状況に対する懸念が続きました。個人消費は雇用・所得環境が改善する中で持ち直しており、食品業界においては、節約の動きが継続してみられる一方で、機能を訴求した商品を求める動きも強まるなど、消費者の価値観が多様化する中で様々な需要が生まれました。

このような経営環境下、当社グループは、「グループ中期経営計画2019」に基づき、収益基盤の複数化およびキャッシュフローの最大化に取り組み、機能性ヨーグルトなどの高付加価値商品およびチーズなどの主力商品の販売拡大に伴うプロダクトミックスの改善、ならびにニュートリション事業分野における新市場への展開拡大等による、将来の成長に向けた収益基盤の強化等に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の連結経営成績につきましては、売上高596,158百万円（前期比1.4%増）、営業利益19,363百万円（前期比3.3%増）、経常利益20,996百万円（前期比3.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、13,386百万円（前期比3.1%増）となりました。また、2018年3月末では、子会社33社および関連会社15社となっております。

なお、当連結会計年度より、SBSフレック株式会社は重要性が増したため、持分法適用関連会社としております。



(2) 原料乳の調達状況

農林水産省が発表した牛乳乳製品統計によると、当期における全国の生乳生産量は729.1万トン（前期比0.7%減）と前期実績を下回りました。北海道は前期と比べ0.6%の増加となったものの、都府県は前期と比べ2.2%の減少となりました。

酪農経営においては、高齢化や後継者不足等による離農に歯止めがかからず、酪農家戸数は減少しておりますが、乳価の改定や子牛価格等の副産物価格が高い水準で推移したことなどによって、経営環境の改善に寄与する状況も見受けられました。また、酪農生産現場における乳用後継牛確保の取り組みの成果が徐々に始めている地域もあり、喫緊の課題である生乳生産基盤の維持・回復に向けた諸対策の効果が期待されます。

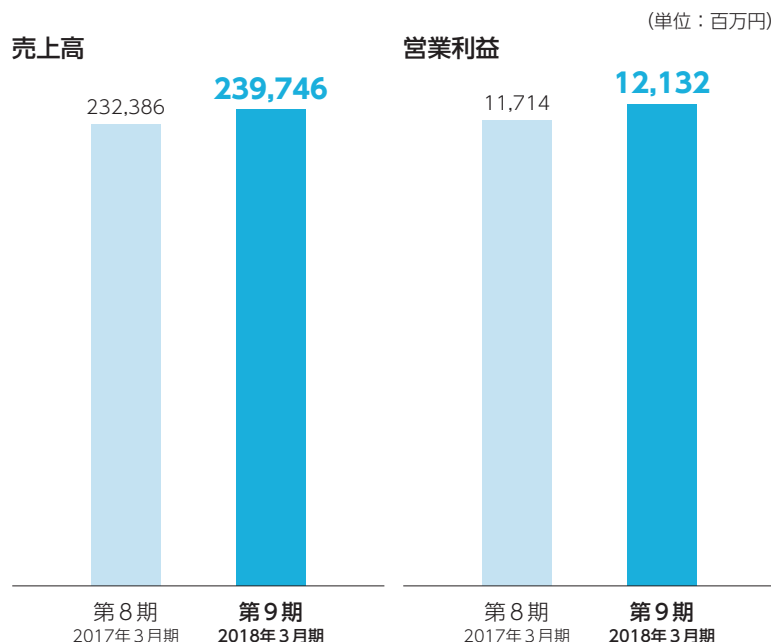
このような状況の中、当期における当社の買入乳量は100.1万トン（前期比0.5%減）と前期を若干下回りました。

(3) セグメント別概況

乳製品	売上高	営業利益	事業内容
	239,746 百万円 (前期比3.2%増)	12,132 百万円 (前期比3.6%増)	

事業内容

乳製品（チーズ、バター、粉乳等）、油脂、ニュートリション事業（機能性食品、粉ミルク等）等の製造・販売



売上高は、チーズは市場が伸長する中で、プロモーション活動の効果により「6Pチーズ」や「さけるチーズ」を中心に好調に推移したこと、機能性食品はマーケティング投資の効果により特定保健用食品「毎日骨ケアMBP」の認知が拡大したことなどから伸長しました。また、バターは引き続き安定供給に取り組みました。一方、油脂は市場の低迷が継続し減少しましたが、当セグメント全体では増収となりました。

営業利益は、宣伝促進費や原材料コストは増加しましたが、チーズの販売が拡大したことなどから増益となりました。

飲料・デザート類

売上高

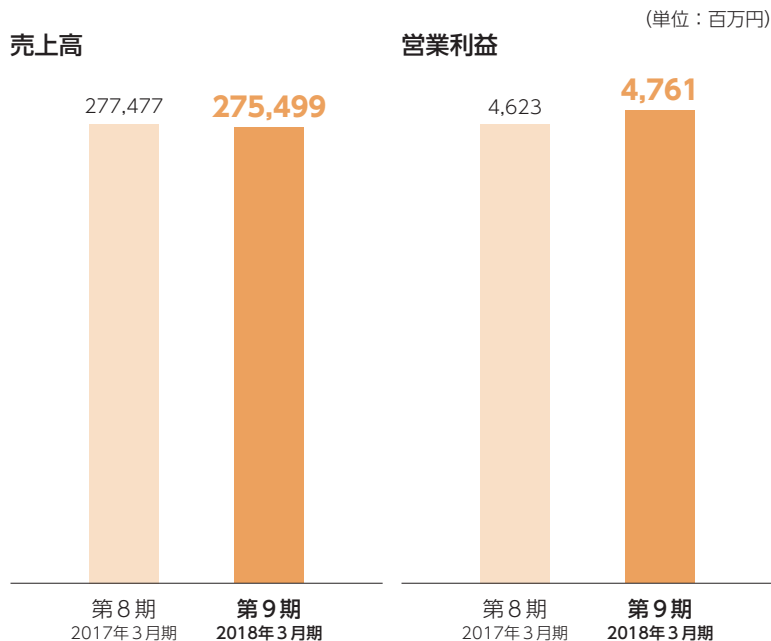
275,499 百万円
(前期比0.7%減)

営業利益

4,761 百万円
(前期比3.0%増)

事業内容

飲料(牛乳類、果汁飲料等)、ヨーグルト、デザートの製造・販売



売上高は、ヨーグルトは当社保有の乳酸菌「ガセリ菌SP株」の機能訴求に継続して取り組んだことから堅調に推移した一方で、飲料は市場低迷の影響により減少したことなどから、当セグメント全体では微減収となりました。

営業利益は、ロジスティクス費用は増加しましたが、機能性ヨーグルトの販売が拡大したことなどから増益となりました。

飼料・種苗

売上高
44,718 百万円
 (前期比4.0%増)

営業利益
1,350 百万円
 (前期比7.6%増)

事業内容

牛用飼料、牧草・飼料作物種子、
 野菜種子の製造・販売

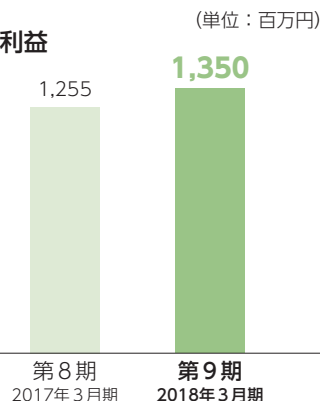
当期は、牧草・飼料作物種子の販売増加および配合飼料の販売価格の上昇等の影響により、増収増益となりました。



売上高



営業利益



その他

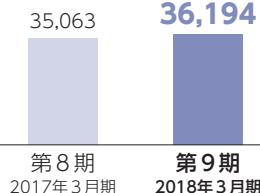
売上高
36,194 百万円
 (前期比3.2%増)

営業利益
1,139 百万円
 (前期比3.4%増)

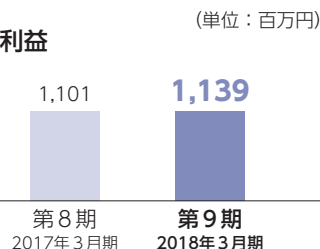
事業内容

不動産賃貸、
 共同配送センター事業 他

売上高



営業利益



(4) 設備投資

当社グループでは、「グループ中期経営計画2019」に基づき「収益基盤の複数化」および「キャッシュフローの最大化」等の実現に向けた取組みを中心に15,915百万円の設備投資を実施いたしました。

① 乳製品

設備投資は、主として当社において、新商品開発、合理化、品質保証強化、老朽化設備更新等の設備投資を実施いたしました。

その結果、設備投資実施額は5,473百万円となりました。

② 飲料・デザート類

設備投資は、主として当社において、新商品開発、合理化、品質保証強化、老朽化設備更新等の設備投資を実施いたしました。

また、機能性ヨーグルトなどの高付加価値商品の更なる販売拡大に向けて、当社京都工場にてガセリ菌SP株ヨーグルトドリンクタイプの新ライン設備投資を実施いたしました。

その結果、設備投資実施額は8,167百万円となりました。

③ 飼料・種苗

設備投資は、主として雪印種苗株式会社において、研究農場の設備投資等、飼料事業の設備充実を中心に設備投資を実施いたしました。

その結果、設備投資実施額は974百万円となりました。

④ その他

設備投資実施額は1,299百万円となりました。



京都工場
ガセリ菌SP株ヨーグルトドリンクタイプ新ライン

(5) 資金調達

当社は、金融機関より長期借入金として2,500百万円の調達を実施いたしました。主として、長期借入金の償還(8,948百万円)に使用いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社は2017年5月に、「グループ長期ビジョン2026」、およびその第1ステージの実行計画となる「グループ中期経営計画2019」を策定いたしました。

① グループ長期ビジョン2026

ア. 目指す姿

雪印メグミルクグループが10年後に目指す姿を「ミルク未来創造企業」と名づけ、「グループ企業理念」の実現に向けた具体的な姿として、次の3つの未来を描きました。

A. 消費者

「乳（ミルク）で食の未来を創造します。」

B. 酪農生産者

「酪農生産者の未来に貢献します。」

C. 私たち

「私たち社員の未来を拓きます。」

イ. コンセプト

Transformation & Renewal「変革」、そして更なる「進化」へ

- A. 事業ポートフォリオの変革 = Transformation
- B. 事業成長を支える生産体制の進化 = Renewal
- C. グループ経営の推進 = Group Management

これらのコンセプトを実行していくために、グループの事業領域を、「乳製品」「市乳」「ニュートリション」「飼料・種苗」の4つの事業分野に再編成を行ない、グループ企業との連携により、グループ・バリューチェーンを強化いたします。

ウ. ステージ毎の位置づけと役割

「グループ長期ビジョン2026」の取組み期間である2017年度から2026年度を3つのステージに分けて推進してまいります。

ロードマップ【3つのステージ】

	第1ステージ 2017～2019	第2ステージ 2020～2022	第3ステージ 2023～2026
位置付け	Transformation (変革) の始動 グループ経営の 始動・推進	Transformation (変革) の加速 グループ経営の 展開強化	Renewal (進化) へ グループ経営の 加速・進化
役割	・収益基盤の複数化および キャッシュフローの最大化 ・生産体制進化への着手	・収益基盤の確立 ・生産体制進化の本格始動	・4事業分野による 収益の安定的創出 ・調達・生産体制の確立

エ. 目標とする経営指標

最終年度の連結売上高は7,000億円から8,000億円、連結営業利益は300億円から400億円を目指してまいります。

オ. キャッシュフロー配分方針

長期のキャッシュフロー配分方針は、「財務の健全性」「資本効率」および「株主還元」の3つを意識することにより、最終年度の連結ROE 8%以上、連結自己資本比率50%以上、連結配当性向30%以上を目処いたします。また、2017年度から2026年度までの10年間の投資額は3,000億円から4,000億円を予定しております。

② グループ中期経営計画2019

ア. 基本戦略

「グループ中期経営計画2019」では、次の基本戦略を推進してまいります。

A. 事業ポートフォリオ変革

「市乳」事業分野の収益性を高めることで、「乳製品」事業分野に次ぐ収益の柱に育成いたします。併せて、「ニュートリション」「飼料・種苗」事業分野では、成長モデルを構築し、事業を拡大いたします。

B. 事業ポートフォリオ変革を支える機能戦略

a. 戦略的な調達・生産体制構築による競争基盤の確保

生乳需給環境を踏まえ、乳資源の安定調達に努めるとともに、国内酪農生産への支援に取り組んでまいります。また、成長分野への投資を実施するとともに、将来を見据えた新たな生産体制の進化(Renewal)に着手いたします。

b. 研究開発起点の「ものづくり」による新たな価値の創造

研究開発体制や機能を強化するとともに、オープンイノベーションの推進等により、新たな価値(需要)を創造します。

c. 人材の多様性を尊重した生産性の高い組織の構築

時短推進、在宅勤務制度の導入等により業務改革に取り組み、働きやすい環境を整備します。また、新たな研修体系を導入することで、人材の育成を図ります。

d. グループ経営資源活用による競争力・総合力の最大化

グループ会社やパートナーとの連携を深めることで、グループ・バリューチェーンを強化するとともに、ガバナンス、品質保証、環境マネジメントなどを含めたコーポレート機能を強化します。

イ. 目標とする経営指標

最終年度の連結売上高は6,300億円、連結営業利益は220億円、連結EBITDAは400億円を目指します。

ウ. キャッシュフロー配分方針

長期のキャッシュフロー配分方針に基づき、最終年度の連結ROE 8 %以上、連結自己資本比率40 %以上、連結配当性向20 %以上を目処といたします。また、2017年度から2019年度までの3年間の総投資額は770億円を予定しております。

事業ポートフォリオ変革

～グループ収益基盤の強化～



1. パターの安定供給とブランド強化
2. チーズのボーダレス展開による更なる成長



1. 機能性を軸としたヨーグルトの戦略的拡大
2. プロダクトミックスの最適化



1. 機能性食品事業の成長モデル構築
2. 価値訴求による粉乳事業の競争力強化



1. 種苗事業の戦略的拡大
2. 飼料事業の効率化による収益性向上

事業ポートフォリオ変革を支える戦略



調達・生産体制構築
競争基盤の確保



研究開発起点の
「ものづくり」



働き方改革の推進
成長を支える人材の育成



グループ経営資源活用
競争力・総合力の最大化

③ 次期の経営環境

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復の継続が期待されるものの、先行きは未だ不透明なまま推移することが予想されます。当社を取り巻く環境は、国内・外の乳資源需給や為替相場が大きく変動する可能性、原材料のコストアップなどにより、厳しい状況にあります。一方、個人消費は持ち直しが続くことが期待され、消費者の価値観の多様化に伴い、機能や効能等を高めた商品を求める動きも強まっております。

④ 2018年度経営方針

当社は、「グループ長期ビジョン2026」およびその第1ステージの実行計画となる「グループ中期経営計画2019」の達成に向け、2018年度の経営方針を定め、以下の重要な施策に対し積極的な取組みを進めてまいります。

ア. 高付加価値商品や主力商品の販売を拡大するとともに、成長分野へのマーケティング投資を継続することで、グループ収益基盤の強化を図ります。

イ. 乳資源需給やコストアップなどの内外の構造変化に対応する調達・生産体制整備に取り組みます。

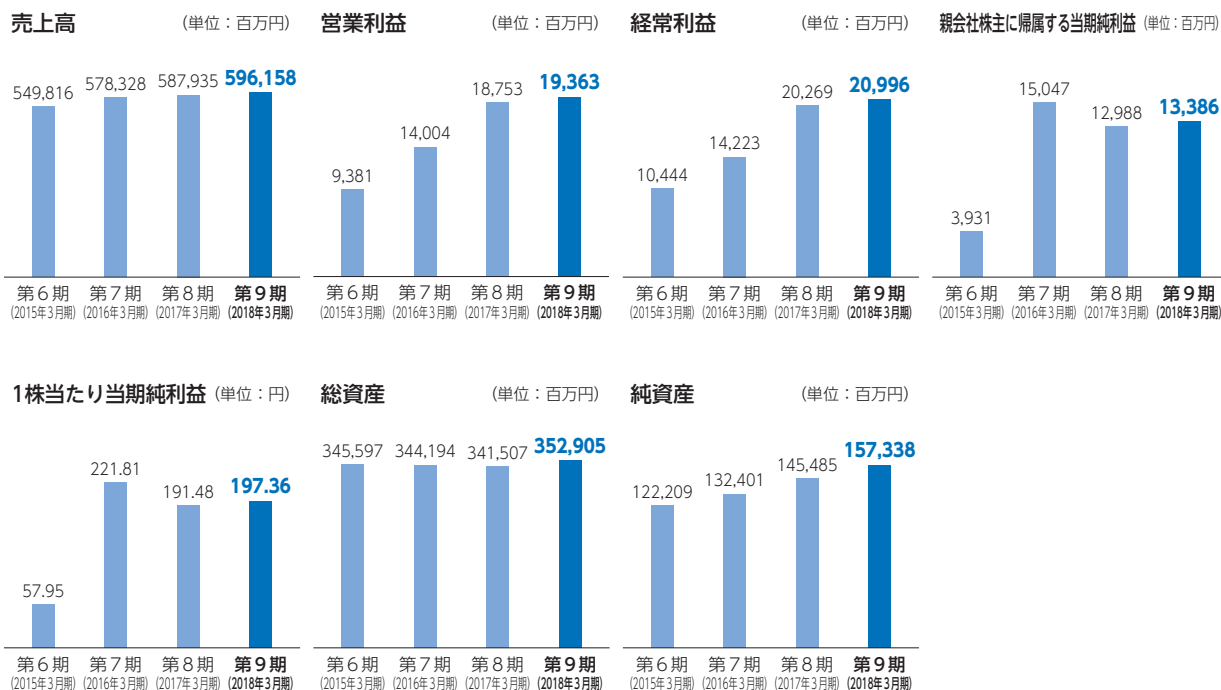
ウ. 研究開発力を活かして、需要創造型・高付加価値商品を開発し、市場へ投入することで「ものづくり」による新たな価値の創造に取り組みます。

エ. グループ間の協業・連携によるシナジーを追求することで、グループ・バリューチェーンを強化します。

オ. 社会とともに持続的に発展していくために、グループ全体でのCSR経営を推進します。

(7) 財産および損益の状況の推移

当社グループの財産および損益の状況の推移



		第6期 (2015年3月期)	第7期 (2016年3月期)	第8期 (2017年3月期)	第9期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
売上高	(百万円)	549,816	578,328	587,935	596,158
営業利益	(百万円)	9,381	14,004	18,753	19,363
経常利益	(百万円)	10,444	14,223	20,269	20,996
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,931	15,047	12,988	13,386
1株当たり当期純利益	(円)	57.95	221.81	191.48	197.36
総資産	(百万円)	345,597	344,194	341,507	352,905
純資産	(百万円)	122,209	132,401	145,485	157,338

(8) 当社グループの状況 (2018年3月31日現在)

① 重要な子会社等の状況

	会社名 (所在地)	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
1	雪印種苗株式会社 (札幌市)	4,643百万円	100.0	農産種子・飼料等の製造・販売
2	雪印ビーンスターク株式会社 (札幌市)	500百万円	80.0	育児用粉ミルク・フォローアップミルク・離乳食・ヘルスケア等の研究開発、製造・販売
3	ハヶ岳乳業株式会社 (山梨県北杜市)	60百万円	100.0	牛乳・チーズ等の製造・販売
4	株式会社クレスコ (東京都北区)	38百万円	100.0	段ボール・紙器等の販売
5	甲南油脂株式会社 (神戸市)	100百万円	51.0	食用油脂類等の製造・販売
6	株式会社雪印パーラー (札幌市)	30百万円	100.0	食堂・売店経営、乳製品等の販売
7	チエスコ株式会社 (東京都新宿区)	472百万円	96.5	チーズ・食料品の輸入販売
8	株式会社YBS (東京都新宿区)	30百万円	100.0	ビルの総合保守管理、損害保険代理業
9	株式会社エスアイシステム (東京都新宿区)	400百万円	100.0	食料品の販売、共配センターの運営受託
10	ニチラク機械株式会社 (北海道江別市)	50百万円	67.6	食品・化学機器等のプラント設計および施工・製造等
11	雪印オーストラリア有限会社 (オーストラリア連邦ビクトリア州メルボルン)	28,882千A\$	100.0	乳製品・育児用粉ミルクの製造・販売
12	台湾雪印株式会社 (中華民国台北市)	7,000千NT\$	100.0	乳製品・育児用粉ミルクの輸入販売
13	株式会社ロイヤルファーム (青森県十和田市)	10百万円	48.5	肉牛の肥育・販売
14	道東飼料株式会社 (北海道釧路市)	300百万円	60.0	配合飼料の製造・販売
15	いばらく乳業株式会社 (茨城県水戸市)	117百万円	100.0	牛乳・乳飲料等の製造・販売
16	みちのくミルク株式会社 (宮城県大崎市)	466百万円	100.0	牛乳・乳飲料等の製造・販売
17	三和流通産業株式会社 (さいたま市)	450百万円	100.0	食料品の販売、共配センターの運営
18	直販配送株式会社 (東京都渋谷区)	30百万円	70.0	運送・倉庫業、共配センターの運営受託
19	株式会社RFペンケル牧場 (北海道二海郡)	30百万円	49.0	牧場の経営および生産品の加工・販売、肥育牛の預託事業
20	株式会社RF青森牧場 (青森県十和田市)	5百万円	49.0	牧場の経営および生産品の加工・販売、肥育牛の預託事業

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、間接保有を含んでおり、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。
3. 株式会社ロイヤルファームは、雪印種苗株式会社が議決権比率48.5%を所有し、実質的に支配しているため重要な子会社等としております。
4. 道東飼料株式会社は、雪印種苗株式会社が議決権比率60.0%を所有している子会社です。
5. 株式会社RFペンケル牧場は、株式会社ロイヤルファームが議決権比率49.0%を所有し、実質的に支配しているため重要な子会社等としております。
6. 株式会社RF青森牧場は、株式会社ロイヤルファームが議決権比率49.0%を所有し、実質的に支配しているため重要な子会社等としております。

② 重要な関連会社の状況

会社名（所在地）	資本金	議決権比率（%）	主要な事業内容
イーエヌ大塚製薬株式会社（東京都新宿区）	1,510百万円	40.0	医薬品・医薬部外品等の製造・販売

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は、乳製品、飲料・デザート類、飼料・種苗、その他のセグメントであり、その取扱商品類等は次のとおりです。

セグメント	取扱商品類等
乳製品	チーズ、バター、油脂、粉ミルク、機能性食品 他
飲料・デザート類	飲料（牛乳類、果汁飲料等）、ヨーグルト、デザート 他
飼料・種苗	牛用飼料、牧草・飼料作物種子、野菜種子 他
その他	不動産賃貸、共同配送センター事業 他

④ 主要な営業所および工場

ア. 当社

本社	本社（札幌市）、東京本社（東京都新宿区）
研究所（6箇所）	ミルクサイエンス研究所（埼玉県川越市）、品質保証部分析センター（埼玉県川越市）、食品衛生研究所（埼玉県川越市）、札幌研究所（札幌市）、チーズ研究所（山梨県北杜市）、酪農総合研究所（札幌市）
工場（17箇所）	大樹工場（北海道広尾郡）、磯分内工場（北海道川上郡）、興部工場（北海道紋別郡）、幌延工場（北海道天塩郡）、なかしべつ工場（北海道標津郡）、別海工場（北海道野付郡）、札幌工場（札幌市）、阿見工場（茨城県稲敷郡）、川越工場（埼玉県川越市）、野田工場（千葉県野田市）、海老名工場（神奈川県海老名市）、名古屋工場（名古屋市）、豊橋工場（愛知県豊川市）、京都工場（京都府南丹市）、京都工場池上製造所（京都府南丹市）、神戸工場（神戸市）、福岡工場（福岡市）
販売本部（2箇所）	関東販売本部（東京都新宿区）、関西販売本部（大阪府吹田市）
支店および営業所（18箇所）	北海道統括支店（札幌市）、東北統括支店（仙台市）、北東北営業所（岩手県盛岡市）、首都圏中央支店（東京都新宿区）、首都圏西支店（東京都調布市）、首都圏東支店（千葉市）、首都圏北支店（群馬県高崎市）、新潟営業所（新潟市）、中部統括支店（名古屋市）、静岡営業所（静岡市）、北陸営業所（石川県金沢市）、大阪支店（大阪府吹田市）、近畿支店（大阪府吹田市）、中四国支店（広島市）、岡山営業所（岡山市）、四国営業所（香川県高松市）、九州統括支店（福岡市）、南九州営業所（鹿児島県鹿児島市）
お客様センター	お客様センター（東京都新宿区）

イ. 重要な子会社等

前掲「(8) 当社グループの状況 ① 重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

⑤ 従業員の状況

ア. 当社グループの従業員数

セグメント	従業員数（名）	前期末比増減
乳製品	1,862	54名増
飲料・デザート類	2,060	64名増
飼料・種苗	360	－
その他	727	4名増
計	5,009	122名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

イ. 当社の従業員の状況

従業員数（名）		前期末比増減	平均年齢（歳）
男 性	2,683	76名増	41.4
女 性	449	23名増	38.0
計または平均	3,132	99名増	40.9

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(9) 主要な借入先および借入額（2018年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額		
	短 期	長 期	計
農林中央金庫	8,925	6,604	15,529
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,887	2,538	5,426
株式会社みずほ銀行	2,187	2,214	4,401

（注）1. 長期の欄には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に社名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である雪印種苗株式会社は、2018年2月に種苗法に違反する表示により複数の種苗を販売していたことが判明したことから農林水産大臣より種苗法第65条に基づく報告徴収命令を受けました。同社は、報告徴収命令を厳粛に受け止め、客観的かつ徹底的な事実の解明および再発防止策の提言を受けるため、同社および当社グループから独立した外部委員のみで構成する第三者委員会を設置し、2018年4月に同委員会からの報告に基づき、農林水産大臣に報告いたしました。

同社および当社グループでは、今後、よりコンプライアンスの強化に努め、再発防止とともに信頼回復に全力で取り組んでいく所存です。

2 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 280,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 70,751,855株 (自己株式 2,941,743株を含む。)
- (3) 株主数 51,233名 (前期末比 2,400名減)
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
全国農業協同組合連合会	9,237	13.62
農林中央金庫	6,728	9.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口)	3,703	5.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,866	4.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,703	3.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,435	2.11
GOVERNMENT OF NORWAY	1,199	1.76
雪印メグミルク従業員持株会	1,117	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,083	1.59
ホクレン農業協同組合連合会	1,074	1.58

(注) 1. 当社は、自己株式2,941,743株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日に社名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2018年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
西 尾 啓 治	代表取締役 社 長	経営全般 チーズ普及協議会 会長 チーズ公正取引協議会 委員長 一般社団法人Jミルク 会長
難 波 隆 夫	代表取締役 副 社 長	経営全般社長補佐 監査・ロジスティクス担当
石 田 隆 廣	代表取締役 副 社 長	経営全般社長補佐 総務・秘書室・人事担当
幸 坂 眞 也	取 締 役 専務執行役員	総合企画室・管理・関係会社統括担当
土 岡 英 明	取 締 役 専務執行役員	家庭用事業管掌、広域営業・広報・C S R 担当
小 西 寛 昭	取 締 役 常務執行役員	研究開発・商品開発・ミルクサイエンス研究所・品質保証担当
城 端 克 行	取 締 役 常務執行役員	生産・生産技術担当
小坂橋 正 人	取 締 役 常務執行役員	酪農担当
本 井 秀 樹	取 締 役 常務執行役員	財務（含むIR）・IT企画推進担当、総合企画室および関係会社統括副担当
阿 南 久	取 締 役	一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事
千 葉 忍	取 締 役 (常勤監査等委員)	
新 庄 忠 夫	取 締 役 (監査等委員)	
西 川 郁 生	取 締 役 (監査等委員)	エーザイ株式会社 社外取締役 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役 三菱商事株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 阿南久氏ならびに取締役（監査等委員）新庄忠夫氏および西川郁生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）西川郁生氏は、公認会計士であり、企業会計について高い専門性を有しております。
3. 監査等委員会は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために千葉忍氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 阿南久氏ならびに取締役（監査等委員）新庄忠夫氏および西川郁生氏につきましては、東京証券取引所および札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 小西寛昭氏は、2018年5月25日をもって取締役を辞任いたしました。なお、同氏は、同日に当社の連結子会社である雪印種苗株式会社の取締役専務執行役員に就任いたしました。

<ご参考>執行役員体制

当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2018年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当
池 浦 靖 夫	常務執行役員	北海道本部・酪農総合研究所担当、酪農副担当
西馬場 茂	常務執行役員	業務製品事業担当
内 田 彰 彦	常務執行役員	海外事業・機能性食品事業・資材調達担当
板 橋 登志雄	常務執行役員	マーケティング・乳食品事業・市乳事業担当
小 川 誠	常務執行役員	関東販売本部長
保 倉 一 雄	常務執行役員	関西販売本部長
渡 辺 滋	執行役員	広報IR部長
藤 田 孝	執行役員	ミルクサイエンス研究所長
柴 田 貴 宏	執行役員	生産部長

(注) 2018年4月1日以降において、取締役兼務者でない執行役員には次の異動がありました。

異動日	氏 名	地位および担当	
		変更前	変更後
2018年4月1日	内 田 彰 彦	常務執行役員 海外事業・機能性食品事業・資材調達担当	常務執行役員 機能性食品事業・資材調達担当
2018年4月1日	末 安 亮 一 (新任)	雪印メグミルクインドネシア株式会社 代表取締役副社長	常務執行役員 海外事業担当
2018年4月1日	倉 持 裕 司 (新任)	九州統括支店長	常務執行役員 関東販売本部長
2018年4月1日	小 川 誠 (退任)	常務執行役員 関東販売本部長	直販配送株式会社 社長付部長
2018年5月25日	川 崎 功 博 (新任)	研究開発部 副部長	常務執行役員 研究開発・商品開発・ミルクサイエンス研究所・品質保証担当
2018年6月1日	芹 澤 篤 (新任)	研究開発部長	執行役員 ミルクサイエンス研究所長
2018年6月1日	藤 田 孝 (退任)	執行役員 ミルクサイエンス研究所長	雪印ビーンスターフ株式会社 常務付部長

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	10 (1)	371 (8)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	39 (17)
合計 (うち社外役員)	13 (3)	411 (26)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第7回定時株主総会において、年額1,000百万円以内 (ただし、使用人分給与を含まない。) と決議いただいております。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第7回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼職状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	阿 南 久	一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事
取 締 役 (監査等委員)	西 川 郁 生	エーザイ株式会社 社外取締役 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役 三菱商事株式会社 社外監査役

(注) 1. 当社と三菱商事株式会社との間には、商品の販売および原材料の仕入に関する取引がありますが、特別な利害関係はありません。
2. 一般社団法人消費者市民社会をつくる会、エーザイ株式会社および株式会社大和証券グループ本社と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者および業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	阿 南 久	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、意見を述べております。また、当社企業倫理委員会委員長として、当社取締役会に対して企業倫理および品質等に関する提言・勧告ならびに検証を行なっております。
取 締 役 (監査等委員)	新 庄 忠 夫	当事業年度開催の取締役会18回および監査等委員会26回のすべてに出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、農林水産業に関する幅広い知識と経験から意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	西 川 郁 生	当事業年度開催の取締役会18回および監査等委員会26回のすべてに出席し、社外の視点から経営に対する監視を行なうとともに、公認会計士としての専門的立場から意見を述べております。

④ 社外役員の報酬等の総額

前掲「(2) 取締役の報酬等の総額」に記載のとおりです。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、10百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2017年6月28日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

53百万円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

70百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手するとともに、報告を受け、会計監査人の監査報告の内容、会計監査人の執務状況および報酬額の見積りの算定根拠等が適切であるかについて確認し審議した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意をしております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に規定された監査等委員会による会計監査人の解任のほか、当社会計監査人として、監査を遂行するにふさわしくないと認められる場合、または監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると監査等委員会が判断する場合に、監査等委員会は「会計監査人の解任または不再任」に関する議案を株主総会の目的とするよう取締役会に請求いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、取締役会において次のとおり決議し、運用しております。

1. 内部統制の基本方針

- (1) 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤の一つと捉え、当社グループが持続的に成長して、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行なっていく。
- (2) 内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努める。
- (3) 当社グループは、企業理念を実現するために、「雪印メグミルクグループCSR方針」に基づき、CSR経営を積極的に推進する。また、当社社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、CSR活動を積極的に展開する。
- (4) グループ各社の役職員が企業活動を行なううえで、守るべき行動の規範を定め、企業倫理の徹底を図っていく。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が守るべき行動の基準として、「自主行動基準」を制定し、その遵守を誓うために、毎年役員全員が社長に宣誓書を提出し、社長はCSR担当役員に提出する。
- (2) 「取締役会規則」に基づき、毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (3) 取締役会の諮問機関として「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理委員（社外委員）は社外の立場から経営に対する提言、勧告および実施状況の検証を行ない、これを取締役に報告する。
- (4) 監査等委員会は、取締役の職務執行について、監査の方針を定め、当該方針に基づき監査を行なう。
- (5) 社外取締役は、当社と利害関係を有しない外部の有識者として、取締役の職務執行に対する監督および監査の強化を図る。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「取締役会規則」「文書等管理規則」ならびに「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規則」に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報などを適切に保存し、管理する。
- (2) 保存および管理された情報は、取締役および監査等委員会の求めに応じて、いつでも閲覧可能なものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動全般にわたり生じ得る様々なリスクを把握し、適切に対応するため、リスク管理体制を整備する。
- (2) 経営戦略や利益計画に基づく諸施策の実効性や進捗管理については、担当部署においてそのリスクの把握と対応策の検討を行ない、取締役会や経営執行会議において審議のうえ、対応策を決定する。
- (3) 為替・金利等の市場リスクや取引先の与信リスクについては、「経理規則」に基づき、担当部署が管理を行ない、経営執行会議等にて全社的なリスク管理を行なう。
- (4) メーカー固有のリスクである品質リスクについては、「MSQS規則」に基づき、日次でリスク管理を行なう。また、品質リスクの年間総括を行なったうえで、品質保証方針・計画を策定し、品質保証体制の改善を図る。
- (5) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、問題の大きさに応じて「対策本部」等の組織を編成し、迅速に必要な初期対応を行ない、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に対する監督を行なう。ただし、取締役会は、定款に基づき「重要な業務執行の決定」の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することにより、業務執行の機動性向上を図る。
- (2) 「取締役会規則」「執行役員規則」「職務権限規則」「職務分掌規則」および「稟議規則」に基づき、責任と権限の範囲を明確にするとともに、個別の業務執行を業務執行取締役および執行役員に委ね、適正かつ効率的に取締役が職務の執行を行なう体制をとる。
- (3) 取締役は、監督機能を強化するとともに、経営の意思決定の迅速化を図る。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 「経理規則」に基づき、適正な会計処理を実施する。
- (2) 「財務報告内部統制規則」に基づき、財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保する。
- (3) 連結ベースの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づき、グループ全体の財務報告に係る内部統制を整備し、その運用を行ない、適切に評価する。

7. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が守るべき行動の基準として、「自主行動基準」を制定し、その遵守を誓うために、毎年従業員全員が社長に宣誓書を提出する。
- (2) 「自主行動基準」の徹底・推進を図るため、コンプライアンスを統括する部署を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に遂行する。
- (3) コンプライアンス活動への取組み・遵守状況については、「企業倫理委員会」に適時、報告する。
- (4) 社内の全部署にCSRリーダーを配置し、「食の責任を強く認識し、果たしていくことを誓う日の活動」を始め、コンプライアンスの徹底に向けた取組みを計画的に実施する。また、CSRリーダーのスキルアップのための研修会や情報共有化のための合同会議等を実施する。

- (5) 内部監査部門は、「内部監査規則」に基づき、監査等委員会および会計監査人と連携し、業務の適正性および効率性を検討・評価する。また、コンプライアンスの遵守状況に関する監査を行ない、問題がある場合は取締役および監査等委員会に報告する。
- (6) 内部通報相談窓口として「雪印メグホットライン」を、社外通報相談窓口として「社外（弁護士）ホットライン」を設置し、公益通報の窓口として活用するとともに、コンプライアンス上の問題をはじめ、様々な疑問・相談・提案などを受け付ける。ホットラインへの通報・相談および対応状況については、通報・相談者が特定できない形で毎週経営層に報告するとともに、「企業倫理委員会」へも毎月報告する。

8. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、「関係会社規則」に基づき、グループ会社から報告を受けるとともに、定期的かつ必要に応じてモニタリングを実施し、親会社として適切な指導・監督を行なう。
 - ① グループ会社を管理する部署を定めるとともに、協定書を締結したグループ会社については、経営上の重要な案件の事前協議を行なう。
 - ② グループ会社全体に生じ得る様々なリスクを把握し、適切に対応するため、損失につながるリスクおよび管理状況を定期的に確認するとともに、リスクの顕在化またはその懸念があるときは、適時適切な報告を受ける。
 - ③ 内部監査部門は、「内部監査規則」に基づき、グループ会社の監査を実施する。
- (2) グループ社長会を定期的に開催し、グループ方針の徹底を図る。
- (3) グループ監査役会では、グループの監査方針の徹底を図る。
- (4) 全てのグループ会社に対し、「雪印メグミルクグループ行動規範」および「雪印メグミルクグループCSR方針」の徹底を図る。
- (5) 内部通報相談窓口の「雪印メグホットライン」と、社外通報相談窓口の「社外（弁護士）ホットライン」は、グループ会社も対象とし、適切に運営する。

9. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力と一切の関係を遮断し、「危機管理規則」において、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る体制を整える。

10. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務執行を補助する専任部署を設置する。
- (2) 監査等委員会は、監査の環境整備や専任部署のスタッフ（補助者という）に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して体制の整備を要請できる。

11. 職務を補助する使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

補助者については、「職務分掌規則」等の社内規定や「監査等委員会監査等規則」において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を明確にする。

12. 職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助者の人事異動および評価は、監査等委員会の同意を得て行なう。
- (2) 補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立し、監査等委員会を補助する業務の遂行にあたっては、会社から制約を受けない。補助者が会社から不当な制約を受けた場合は、監査等委員会の求めに応じ、制約を排除する等適切に対応する。

13. 監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - ① 監査等委員は、取締役会や経営執行会議をはじめ重要な会議へ出席する。
 - ② 監査等委員会が選定する監査等委員（選定監査等委員という）は、担当役員以上が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受ける。
 - ③ 代表取締役は、監査等委員と定期的に意見交換を行なう。
 - ④ 選定監査等委員は、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員等に対し、必要に応じていつでも報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
 - ① 内部監査部門は、グループ会社に対する監査の結果を選定監査等委員に報告する。
 - ② グループ会社から提出された経営に関する重要な情報は、選定監査等委員に随時報告する。
 - ③ 選定監査等委員は、グループ会社の取締役、監査役および従業員等に対し、必要に応じていつでも報告を求めることができる。

14. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 「雪メグホットライン」および「社外（弁護士）ホットライン」への通報があった場合、通報の概要および通報者のその後の処遇について、監査等委員も出席する「企業倫理委員会」で報告する。
- (2) 監査等委員会または監査等委員に報告したことを理由として、不利な取扱いをしない。

15. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に関して生じた費用は、会社が負担する。

16. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会による監査は、内部統制システムを活用して、グループ会社を含む業務執行状況全般に対し、効果的かつ効率的に実施する。
- (2) 監査等委員会は、効果的な監査を行なうため、会計監査人および内部監査部門と定期的に協議および意見交換を行ない、内部監査部門に対しては必要に応じて調査・報告を求める。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の円滑な監査活動に協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 法令・定款への適合

- (1) 全役職員は、「雪印メグミルク行動基準」の遵守を誓い、「雪印メグミルク行動基準宣誓書」を提出し、遵守への意識を確認しております。
- (2) 「食の責任を強く認識し、果たしていくことを誓う日の活動」を年2回実施し、食品企業に従事する者としてのコンプライアンス意識の向上を図っております。
- (3) 企業倫理委員会を毎月開催し、経営全般に対して「社外の眼」による検証や提言を行なっております。
- (4) 雪印メグミルクグループ全社を対象とした内部通報窓口および社外通報窓口を設置し、企業倫理委員会において対応状況を確認しております。

2. リスク管理

- (1) 取締役会および経営執行会議において、事業別の業績状況を定期的に確認し、利益計画の進捗を管理しております。また、中期経営計画の諸施策の実施状況については経営執行会議で定期的に確認し、必要な対応を協議しております。
- (2) すべての部署で潜在リスクを洗い出したうえで、必要な対応策を実施するとともに、毎週、リスク連絡会を開催し、発生したリスクへの対応状況を確認しております。また、品質リスクについては、日々従業員のほか関係者に報告するとともに、原因究明と再発防止に取り組んでおります。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行

- (1) 職務の分担を定め、責任範囲を明確にするとともに、執行役員制度により執行と監督の分離を図っております。
- (2) 取締役会の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任し、機動的な業務執行に努めております。また、取締役会から取締役に委任され執行された業務について、取締役会は四半期毎に報告を受け監督しております。

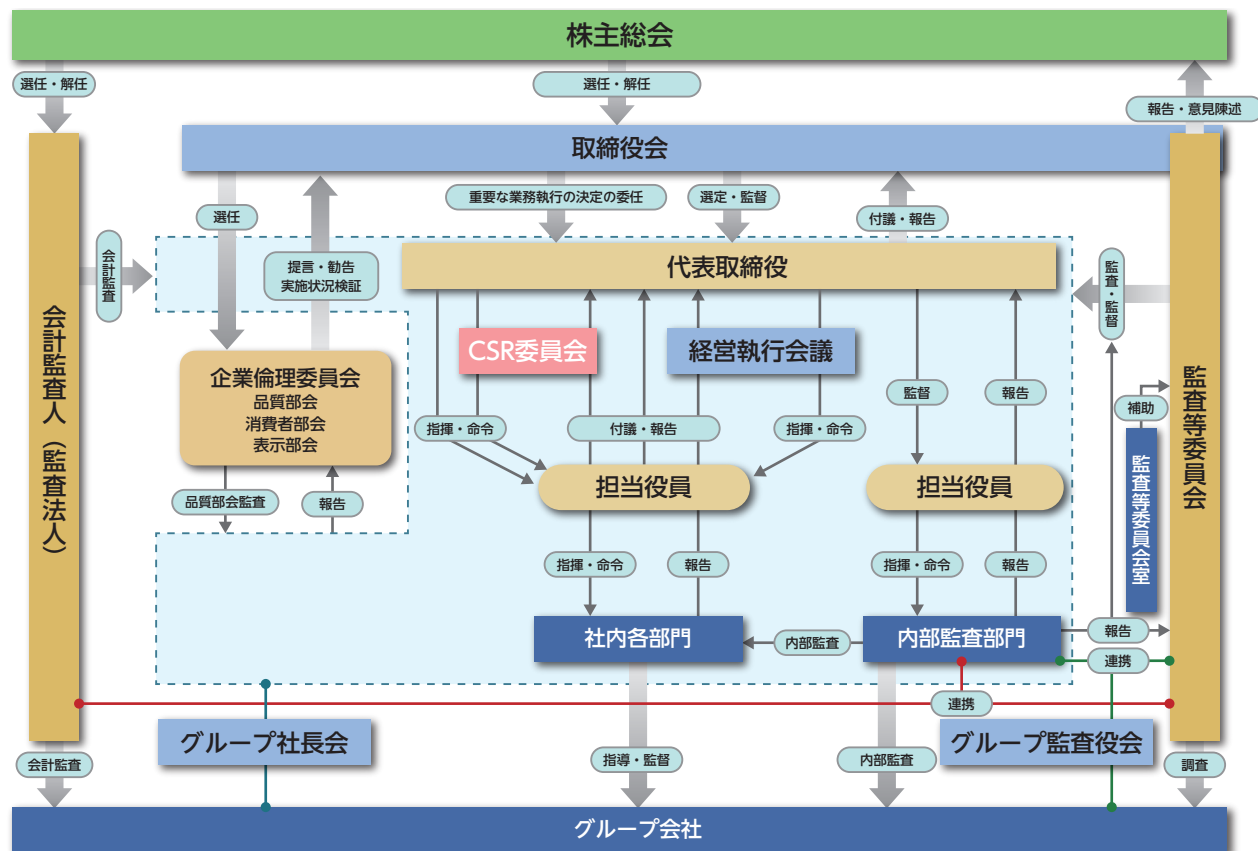
4. グループ会社の管理

- (1) 主要なグループ会社と協定書を締結するとともに、グループ各社の経営状況を確認し、グループ一丸となって課題の早期解決に努めております。
- (2) 当社の全所属長およびグループ各社社長によるグループ経営会議を定期的に開催し、グループ一体となった経営を推進しております。
- (3) 内部監査部門は、主要なグループ会社に対して会計監査および業務監査を実施し、指摘事項については是正状況を確認しております。
- (4) 当社の監査等委員およびグループ会社の監査役によるグループ監査役会を年3回開催し、監査方針・計画等の共有化を行なうとともに、監査上の課題等について意見交換を行なっております。

5. 監査等委員会の職務の執行

- (1) 監査等委員会は、経営の方向性および監査等委員会監査から見た課題等について年2回、代表取締役との意見交換を行っております。
- (2) 常勤監査等委員は、取締役会への出席のほか、経営執行会議等の重要な会議に陪席し、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、取締役および使用人等から報告を受けるとともに、担当役員以上が決裁する稟議書や内部監査に関する報告書等の閲覧を行っております。

<ご参考>コーポレート・ガバナンス体制図 (2018年3月31日現在)



6 剰余金の配当等の決定に関する方針

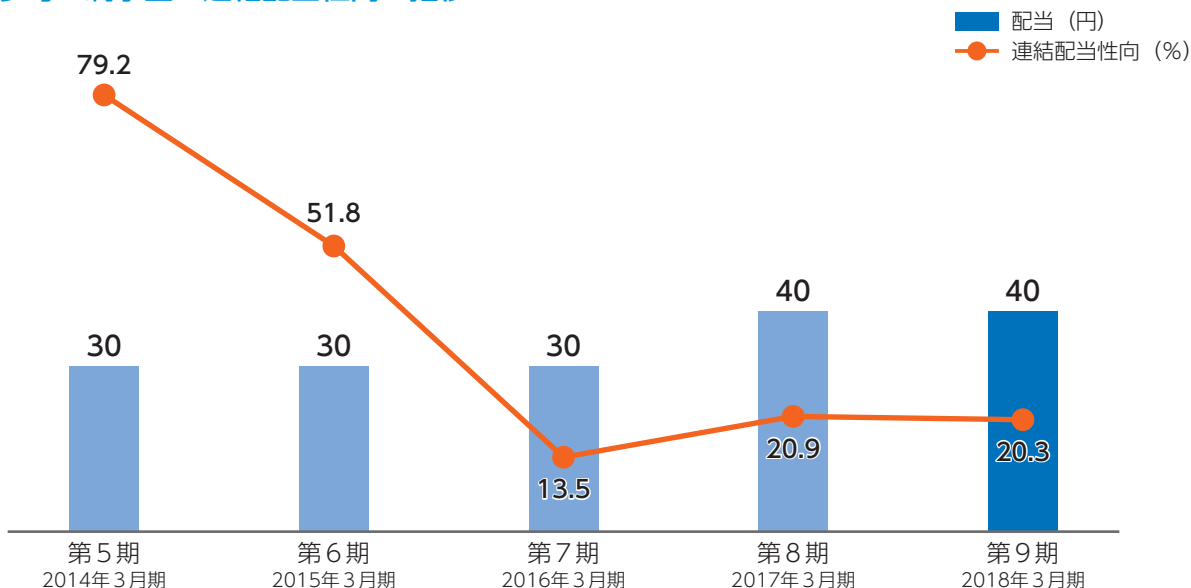
当社は、利益創出による財務の健全性の確立、キャッシュを創出する基盤インフラへの再投資による資本効率の維持、ならびに株主への利益還元の充実を図っていくことを利益配分の基本としております。

配当につきましては、連結配当性向20%以上を目処に、連結業績や財務状況等を総合的に勘案して、安定的な配当の継続に努めてまいります。

この配当方針のもと、当期の配当につきましては、上記の配当に関する方針に基づき、1株あたり40円とさせていただきます。

なお、当期の剰余金配当の支払開始日は2018年6月7日としております。

<ご参考> 剰余金と連結配当性向の推移



以 上

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第9期 2018年3月31日現在	(ご参考) 第8期 2017年3月31日現在
資産の部		
流動資産	146,510	138,665
現金及び預金	14,620	16,657
受取手形及び売掛金	69,302	65,063
商品及び製品	39,632	35,021
仕掛品	1,423	905
原材料及び貯蔵品	12,857	12,524
繰延税金資産	4,384	4,556
未収入金	2,506	2,224
その他	2,187	2,247
貸倒引当金	△405	△535
固定資産	206,395	202,842
有形固定資産	164,794	164,596
建物及び構築物	48,039	45,452
機械装置及び運搬具	56,095	56,921
工具、器具及び備品	4,020	3,791
土地	50,396	50,057
リース資産	5,419	5,921
建設仮勘定	822	2,451
無形固定資産	3,921	4,929
リース資産	22	42
ソフトウェア	3,115	4,126
施設利用権	736	648
その他	46	111
投資その他の資産	37,678	33,316
投資有価証券	29,326	26,015
長期前払費用	553	509
退職給付に係る資産	1,519	781
繰延税金資産	2,139	2,126
その他	4,744	4,642
貸倒引当金	△604	△759
資産合計	352,905	341,507

科目	第9期 2018年3月31日現在	(ご参考) 第8期 2017年3月31日現在
負債の部		
流動負債	140,670	121,060
電子記録債務	4,021	3,572
支払手形及び買掛金	60,475	56,313
短期借入金	19,774	20,900
1年内返済予定の長期借入金	22,052	8,506
リース債務	1,121	937
未払金	13,467	9,661
未払法人税等	2,259	2,902
未払費用	7,900	7,742
預り金	385	632
繰延税金負債	—	4
賞与引当金	5,208	5,285
その他	4,003	4,601
固定負債	54,896	74,961
長期借入金	27,089	47,304
長期預り金	5,173	5,052
リース債務	5,013	5,940
繰延税金負債	2,317	1,093
再評価に係る繰延税金負債	3,981	3,982
役員退職慰労引当金	20	137
ギフト券引換引当金	190	203
退職給付に係る負債	8,667	8,229
資産除去債務	1,699	2,284
その他	744	734
負債合計	195,566	196,022
純資産の部		
株主資本	141,128	130,348
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	17,585	17,583
利益剰余金	108,186	97,336
自己株式	△4,643	△4,571
その他の包括利益累計額	13,892	12,831
その他有価証券評価差額金	6,322	5,400
繰延ヘッジ損益	△163	△199
土地再評価差額金	8,951	8,954
為替換算調整勘定	382	250
退職給付に係る調整累計額	△1,600	△1,574
非支配株主持分	2,317	2,306
純資産合計	157,338	145,485
負債純資産合計	352,905	341,507

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第9期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	(ご参考) 第8期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで
売上高	596,158	587,935
売上原価	452,218	446,164
売上総利益	143,940	141,770
販売費及び一般管理費	124,577	123,017
営業利益	19,363	18,753
営業外収益	2,724	2,830
受取利息	20	18
受取配当金	874	758
持分法による投資利益	837	585
その他	991	1,468
営業外費用	1,091	1,314
支払利息	538	672
その他	552	642
経常利益	20,996	20,269
特別利益	196	381
固定資産売却益	127	294
投資有価証券売却益	53	13
その他	14	73
特別損失	2,126	2,784
固定資産売却損	110	55
固定資産除却損	1,221	1,127
減損損失	488	1,017
その他	305	583
税金等調整前当期純利益	19,066	17,866
法人税、住民税及び事業税	4,714	5,741
法人税等調整額	955	△885
当期純利益	13,396	13,009
非支配株主に帰属する当期純利益	10	21
親会社株主に帰属する当期純利益	13,386	12,988

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第9期 2018年3月31日現在	(ご参考) 第8期 2017年3月31日現在
資産の部		
流動資産	101,882	97,048
現金及び預金	5,262	6,954
受取手形	—	8
売掛金	44,669	42,690
商品及び製品	28,694	23,755
仕掛品	620	608
原材料及び貯蔵品	10,367	10,059
前渡金	490	418
前払費用	503	312
関係会社短期貸付金	5,597	6,584
繰延税金資産	3,452	3,579
その他	2,701	2,705
貸倒引当金	△476	△628
固定資産	180,208	177,303
有形固定資産	135,689	135,406
建物	30,129	30,236
構築物	6,564	6,058
機械及び装置	50,000	51,095
車輛運搬具	56	46
工具、器具及び備品	2,896	2,948
土地	44,085	43,297
リース資産	1,206	1,486
建設仮勘定	750	237
無形固定資産	3,383	4,179
借地権	19	19
ソフトウェア	2,668	3,551
施設利用権	691	603
リース資産	3	5
投資その他の資産	41,135	37,717
投資有価証券	16,602	15,441
関係会社株式	21,510	20,005
出資金	3	3
関係会社出資金	63	0
長期貸付金	130	131
前払年金費用	1,858	1,178
破産更生債権等	551	682
長期前払費用	315	284
その他	693	685
貸倒引当金	△593	△695
資産合計	282,090	274,351

科目	第9期 2018年3月31日現在	(ご参考) 第8期 2017年3月31日現在
負債の部		
流動負債	122,649	103,976
支払手形	—	599
電子記録債務	3,800	3,390
買掛金	40,288	38,655
短期借入金	29,823	29,187
1年内返済予定の長期借入金	21,865	8,285
リース債務	725	545
未払金	10,606	6,891
未払法人税等	1,485	1,870
未払費用	7,178	6,753
前受金	28	28
預り金	190	183
賞与引当金	3,897	3,979
設備関係支払手形	—	397
設備関係電子記録債務	2,473	1,196
その他	286	2,011
固定負債	41,333	61,615
長期借入金	26,894	46,922
リース債務	769	1,475
長期未払金	244	349
繰延税金負債	1,865	641
再評価に係る繰延税金負債	3,981	3,982
退職給付引当金	1,972	1,625
ギフト券引換引当金	190	201
長期預り金	4,385	4,391
資産除去債務	797	1,684
その他	233	340
負債合計	163,983	165,591
純資産の部		
株主資本	103,149	94,740
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	35,326	35,324
資本準備金	5,000	5,000
その他資本剰余金	30,326	30,324
利益剰余金	52,466	43,987
その他利益剰余金	52,466	43,987
圧縮積立金	2,689	2,710
繰越利益剰余金	49,776	41,276
自己株式	△4,643	△4,571
評価・換算差額等	14,957	14,020
その他有価証券評価差額金	6,170	5,271
繰延ヘッジ損益	△164	△206
土地再評価差額金	8,951	8,954
純資産合計	118,107	108,760
負債純資産合計	282,090	274,351

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第9期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	(ご参考) 第8期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで
売上高	359,466	357,510
売上原価	239,417	239,267
売上総利益	120,049	118,242
販売費及び一般管理費	105,453	105,167
営業利益	14,595	13,074
営業外収益	2,815	2,701
受取利息	50	48
受取配当金	2,291	1,716
その他	473	936
営業外費用	776	982
支払利息	489	626
その他	286	355
経常利益	16,635	14,793
特別利益	53	311
固定資産売却益	0	251
投資有価証券売却益	53	13
その他	—	45
特別損失	1,219	1,880
固定資産売却損	0	52
固定資産除却損	925	1,058
減損損失	221	328
その他	72	439
税引前当期純利益	15,469	13,224
法人税、住民税及び事業税	3,305	4,147
法人税等調整額	974	△874
当期純利益	11,189	9,951

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月14日

雪印メグミルク株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 雅彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸津 慎介 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、雪印メグミルク株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、雪印メグミルク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月14日

雪印メグミルク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 雅彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸津 慎介 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、雪印メグミルク株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規則に準拠し、監査の方針・計画、職務の分担等に従い、代表取締役から経営の方向性を聴取するとともに、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めました。併せて取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店・工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務の状況等を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イ及びロに掲げる株式会社の支配に関する基本方針及び当該基本方針に基づく取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月21日

雪印メグミルク株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 千葉 忍 ㊞

監査等委員 新庄 忠夫 ㊞

監査等委員 西川 郁生 ㊞

以 上

株主総会会場 ご案内図

会 場

札幌プリンスホテル 国際館パミール3階

札幌市中央区南三条西十二丁目

電話 011-241-1111

交通機関

- 地下鉄東西線 西11丁目駅下車
2番出口から徒歩約5分
- 札幌駅からタクシー約10分



長い傘や大きなお荷物等は、株主総会会場にお持ち込みいただけません。
会場1階のクロークにお預けのうえ、ご入場くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。